

北海道議會時報

第 5 卷 第 2 號
昭 和 28 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第5卷第2号(昭和28年)

— 第 2 號 目 次 —

議會の動き

常任委員会……………一
特別委員会……………三

會 合

第四回地方制度調査委員会……………五
八都道府縣議會事務局局長協議會……………五
八都道府縣議會議長會……………五
全國都道府縣議會議長會幹事會及び臨時會……………五

資 料

義務教育費全額國庫負擔をめぐる動き……………六
地方制度改革に関する意見……………九
二十八年度豫算政府案……………二九
二十八年度地方財政計畫……………三三
二十八年度北海道開發費……………三五
新立法についての動き……………三六
公職選舉法の改正意見……………三六
町村合併促進法案要綱……………三七
附加價値税一年延期—地方税法改正案—……………三七
獨禁法改正公取案……………三七
有畜農家創設資金特別措置法案……………三七
重要農産物價安定制度要綱……………三三
日傭労働者健康保險法案……………三三
補正豫算を含めた平衡交付金本決定……………三三
地方議員の實數調……………三三
八都道府縣局設置狀況……………三三
地方財政資料……………三三
道稅收入狀況調……………三五

雜 錄

行政疑義問答集……………四
報道から拾う……………四

圖書室便り

一月のメモ

四七

表紙寫眞

冬の農村

道商工部商務觀光課提供



常任委員会

總務委員会

○一月十九日 午後一時二十分、第一委員室において開議、安達副委員長(自)より、起債、平衡交付金の中央折衝の経過について報告の後、なお引續き折衝を要するので委員派遣について諮り桑野(自)高田(社)太田(社)三委員を一月二十二日より十日間派遣することに決し、午後二時散會。

文教委員会

○一月二十日 午前十一時三十分、第一委員室において開議、冒頭教育長より洞爺の教員結核療養所及び留萌中學校の火災について報告、ついで北大杉野目教授より地球物理學科設置意見案について謝意を表した後、糸川委員長(協)より六・三制實施に伴う施設整備補助等文教關係の中央折衝経過について報告、なお引續き折衝を要するので委員派遣について諮り、林(改)岡田(協)中野(社)三委員を一月二十二日より十日間派遣に決した。ついで千歳町助役より千歳高校の道立移管の陳情があり、次に二十八年教育關係豫算について教育委員會の説明を聴取、安達委員(自)より國體施設の進捗状況について質疑、委員長より國體誘致についでの大會經費その他詳細な資料提出を求めて、午後一時五十分散會。

水産委員会

○一月四日 午後一時三十分、労働會館において開議、松平委員長(自)より二十八年度北洋出漁問題を議題とし、副知事、漁政課長より、三船團、八十五隻の線に對する本道の對策について説明聴取の後、質疑に入り、勢田委員(自)より、母船經營方式で北海道が参加する場合の船の契約、調査船十五隻増の場合の選考の對象について、井野委員(社)より共同經營方式に對する出漁三社の回答、調査船十五隻増に對する水産廳の基本線、漁民の盛り上がる意欲について、棚川委員(協)より、母船参加の場合の採算について、沖野委員(公)より、母船割當があつた場合の出漁組合の出資問題について、本多委員(改)より道費の支出について、坂東(秀)委員(公)より割當があつた場合の資金準備について、新川委員(勞)より、道費持出しについて質疑があり、應答あつて委員長より、本日の結論としては、委員會は先の決定通り母船式の獲得に向ふことと、情勢により試験船増についても考え併せることとし、上京委員にこの點肚にいて折衝して貰うことに決し、午後四時散會。

○一月二十一日 午後二時三十分、第一委員室において開議、冒頭船舶村長より、同村字テフネフを漁田開發入植基地として指定方について、道漁連代表より、北洋出漁に對する協力方及びオホツク災害對策の立法措置に對する道の補償分について、道信漁連代表より、負債に對する利子補給、東京都に冷蔵庫新設につき道費助成、二十八年度道費より漁村振興對策のための助成方について陳情があり、ついで北洋出漁に關する折衝経緯について水産部長より説明を聴取、金澤委員(自)より、母船出漁の場合の道出資獨航船の損失補償について、沖野委員(公)より極洋捕鯨との提携に關連して同社の二十七年度の收支決算の状態、沿岸單協の一億圓出資について欠損の場合の措置、北洋出漁について以東底曳整理案と調査船割當増分の考慮について、大島委員(改)より、函館市に於いて計畫中の母船について、勢田委員(自)より出漁許可について底曳

優先措置と新規割當獨航船の調整について質疑、水産部長の答辯あつて次に中小漁業融資保證法を議題とし、漁政課長の説明聴取後、金澤委員（自）より、市町村の出資豫定と市町村に與える利益について、又濱森委員（道）よりオニツク災害対策立法措置に對する道費補償について希望を述べ、午後四時散會。

民生委員會

○一月二十四日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、冒頭和寒町長より授産場の擴充について道費助成、保育所設置について陳情を聴取後、一月六日より民生關係豫算折衝のため上京の經過につき、三浦委員（改）より報告あり、これについて新川（勞）金澤（自）兩委員より引續き中央折衝を續けては如何と發言あり、本多委員長（改）より委員派遣について諮り、委員長及び金澤（自）新川（勞）委員を一月二十七日から二月九日まで中央に派遣することに決した。なお民生部長より二十八年度民生部重點施策について説明を聴取、午後二時五十分散會。

農務委員會

○一月二十二日 午前十一時三十五分、第一委員室において小委員會開議 若林主査（道）より農業試験場整備擴充三カ年計畫について検討したいと諮り、まず平野委員（自）より、執行部に對するこの計畫實現についての申入れ、十勝北見等の支場用地の國庫より無償拂下げについて意見あり、ついで和平委員（勞）より三カ年計畫中どれを先にやるかについて試験場の意向をただし、同副議長より説明聴取、平野（自）天谷（協）和平（勞）各委員より意見あり、若林主査より土地の買収は道でやり建物については地元は何割か負擔して貰うことにしてはどうかという和平委員の提案を諮り異議なくそのことに決し、道當局に申入れする方法等について協議の後、午後一時二十六分散會。

○一月二十二日 午後一時五十五分、第一委員室において委員會開議、冒頭空知生産連會長外六名より岩見澤農試試驗地の支場昇格の件並びに道有農機具の貸付料減免の件について陳情を聴取後、二十八年産産業經濟費關係國費豫算折衝經過について秋山副委員長（協）より報告、農政課長の補足説明あつて、兒玉委員（自）より温床苗代補助打切りについての代案、甜菜振興対策について質疑、農務部長より答辯あり、ついで宮本委員長（協）より農業試験場整備擴充案を議題とし、若林主査（道）より小委員會決定案について説明、舟本委員（社）より質疑、若林主査より應答の後、兒玉委員（自）より、この案を全面的に認め、この案を參考にして知事の努力を要請したいと發言、一同異議なくそのことに決し、この交渉については委員長と小委員全員に一任することとした。

次に農務部關係二十八年産産業豫算要求について説明を聴取、朝倉（自）若林（道）和平（勞）天谷（協）二瓶（協）舟木（社）秋山（協）各委員より澱粉モデル工場設置及び傳賃対策について、又和平委員（勞）より温床苗代補助豫算追加要求について、委員長よりこれを道費で計上することについて質疑、應答あつて、午後四時十八分散會。

○一月二十三日 午前十一時、副議長室において小委員會開議、若林主査（道）より農業試験場整備強化擴充三カ年計畫に對する善處方を財政課長に要望、ついで井川委員（改）よりも前議會で決議され、議會の意志であるから知事としても實現に努力されたい旨を要望、更に若林主査、和平（勞）天谷（協）委員からもそれぞれ要望あつて、宮本委員長（協）より北見、十勝等の支場用地を國から拂下げを受ける問題について質疑、財政課長の答辯あつて、午前十一時五十八分散會。

○一月二十九日 午前十一時二十二分、副議長室において開議、農業試験場整備強化について總務部長に申入れをなした後、農務部長より生産連に貸付の機具の貸付料減免問題について説明を聴取、午後三時十分散會。

○一月三十日 午前八時四十五分、副議長室において小委員會開議農業試

驗場整備強化について知事に申入れをなし、同十一時散會。

商工委員會

○一月七日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議、宮坂委員長(改)より、鐵道運賃改正の問題を議題に供し、商工振興課長より説明を聴取、佐藤(改)四十榮(改)三室(自)山内(勞)各委員より今回の特割及び青函間の賃料制實施について質疑、應答があつて一旦休憩、再開後、年末金融狀況について商工振興課長より、石炭緊急輸送問題について工務課次長より説明を聴取、ついで委員長より第四回定例會で決議された意見案についての中央折衝について諮り四十榮(改)山内(勞)の二委員を一月八日より二週間の豫定で派遣に決し、午後零時三十五分散會。

勞働委員會

○一月七日 午後零時五十五分、第一委員室において開議、職業安定課長より失業對策並びに職業安定所の業務の現況について説明を聴取、佐藤副委員長(改)及び山内(勞)三室(自)兩委員より質疑、應答の後、四十榮委員長(改)より勞災病院誘致についての現況について勞働部長の説明を求め、その狀況を聴取後、宮坂委員(改)より、中央において入手した情報について報告、設置豫算増額の問題について山内(勞)窪田(公)三室(自)武田(改)各委員より意見あり、結局豫算枠の獲得については上京の際適宜手を打つことに決した。

次に失業對策事業、勞務者需給狀況について勞働部長の説明を聴取後失業對策の枠擴大等の勞働行政問題折衝のため上京委員派遣について諮り、四十榮委員長(改)山内(勞)委員を一月八日より二週間の豫定で派遣することに決し、午後二時散會。

土木委員會

○一月二十八日 午前十一時十分、第一委員室において開議、南尻別村長

東旭川村長、妹脊牛町長、本別、奈井江兩町助役より各管内道路橋梁問題について陳情を聴取後、中牧副委員長(自)より建設機械整備費補助折衝經過について報告、川人委員(道)より補足、次に大竹委員(協)より國道認定折衝についての経過を報告、ついで二十八年度土木費豫算を議題に供し、西田(正)委員(改)より最近における物價高、賃金高と事業量の關係、觀光道路について、中牧副委員長より觀光道路の考え方について、佐久間委員(自)より道路の鋪裝問題について質疑、應答後北海道港灣管理形態試案について諮り、副委員長、道下委員(改)より質疑、應答、ついで中牧副委員長より二十八年度土木費豫算特に町村道に對する道補助について議會前に知事と折衝するため、小委員會設置の意見があつたが、道下委員(改)より次期委員會において諮つてはどうかと發言があつてそのことに決し、午後一時四十分散會。

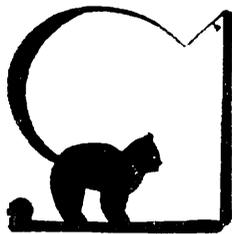
特別委員會

電源開發對策特別委員會

○一月三十一日 午前十一時五分、議長室において小委員會開議、桑野主査(自)より本日の小委員會は、日高地方の關係者の參集を煩し、同地方における電力の需給情況を聴取し、幌滿第三發電所建設對策の資料にしたいと述べ、まず東邦電化手塚社長より、幌滿川第三發電所工事の狀況、今後の見透し、完成後の電氣の供給計畫等について詳細な説明があり、さらに日高支廳長、北電側等からもそれぞれ事情を説明、特に東邦電化社長よりは、融資の斡旋か道營に切換の希望が述べられた。これに對し桑野主査、和平(勞)二瓶(協)坂東(浩)(公)時田(道)各委員と同社社長、北電、富士鐵側及び日高支廳長、様似村長、靜内町長並びに道側との間に二時間に亘つて質疑、應答が交された後、桑野主査よりただ今までの陳情の経過並びに會議の意見を總合するに道營切換の線

が強いように受取られるから理事者にこれに關する立案をして貰うことにしたいと諮り異議なくそのことに決し、午後一時四十分散會。

○同日、午後二時、二十分議長室において委員會を開議、冒頭稚内市より火力發電所設置について、日高支廳長より、幌滿第三發電所及び靜内川の電源開發について陳情を聴取、ついで大夕張川電源開發中央折衝の經過について西田(信)委員長(自)より報告、桑野(自)時田(道)兒玉(自)二瓶(協)各委員より質疑、應答があつて、結局大夕張川電源開發問題については、經營主體を早く決めてもらうこと又事業費についても満足の線がでていないので、中央の情勢を知らんで委員長上京折衝を續け、必要に応じて委員が上京することに決した。ついで桑野委員(自)より幌滿川第三發電所に關する小委員會の經過について報告、次に三室委員(自)から、本委員會の終結時期について發言あり、委員長よりこの問題については各委員においても研究されたいと述べ、次に十勝川電源開發促進協力會設立案について工務課長の説明を聴取、桑野委員(自)及び委員長より質疑があつて、午後四時八分散會。





第四回地方制度調査委員会

○一月十三日 東京都において開催、午前中行政及び財政部會を開き、部會ごと「意見案」を検討、午後は委員會を開會次のように決定した。

- 一、地方制度改革に關する意見案を修正可決（資料欄に別掲）
- 二、知事公選制に關する意見案

（原則的には認めるが、なお各府縣においても検討中にある點を考慮し、第一次意見書には付加しないこととした。）

三、地方税財制度の改革に關する意見案

（基本方針に異議はないが、なお府縣において検討中の向もあり、又國の調査會の審議状況ともならぬ合わせ正式決定は保留した。）

八大都道府縣議會事務局長協議會

○一月十五日 京都府において開催、次の事項を協議した。

- 一、事務局業務の合理化につきて。
- 一、自治廳行政實例につきて。
- 一、昭和二十八年度事務局新規事業につきて。

八大都道府縣議會議長會

○一月十六日 神戸市において開催次の事項を決定した。

- 一、滿州國開拓犠牲者遺族及び留守家族の援護につきて。

- 一、戰爭受刑者の減刑並びに釋放につきて。
- 一、義務教育費全額國庫負擔につきて。
- 一、六・三制教育施設の整備につきて。
- 一、起債許可制度の撤廢につきて。
- 一、過年度災害復舊工事は昭和二十八年度より三カ年計畫で完成せしめる要望につきて。なお、一、公益事業のスト対策につきて。一、都道府縣の部制條例につきて懇談した。

全國都道府縣議會議長會幹事會及び臨時會

○一月二十六日 東京都において開催（午前十時幹事會、午後一時臨時會）協議事項次のとおり。

- 一、義務教育費全額國庫負擔問題につきて。
- 一、附加價値税と事業税につきて。
- 一、本會規則一部改正につきて。





義務教育費全額國庫負擔をめぐる動き

第十三國會において義務教育費國庫負擔法が成立し、昭和二十八年度より教職員給與額の半額國庫負擔が決定した。然るに昭和二十八年年度政府豫算の編成に當り右法律實施に伴う豫算措置に關し政府部内並びに政黨方面において義務教育費をめぐる意見の對立が起り紛議を重ねていたが去る一月十七日の閣議において「義務教育費は全額國庫で負擔し教員の身分は國家公務員にする」との基本方針を決定した。

本件の經費は年額およそ千二百億圓の巨額に昇り、從來しばしばその全額國庫負擔の要望もあつたが政府の實施方針の決定は今回が始めてであり、これにより當然財源措置として地方税法や地方財政平衡交付金法その他關諸法律の改正等の問題が起つてると同時に、地方自治の制度上の重要問題としても未だ議論のあるところである。

一、大藏省の意見

義務教育費國庫負擔法には次の如き欠陥があるからその實施をさらに一カ年延長し、明年度は從來どおり平衡交付金の枠内で措置することにした。

(1) 負擔法により負擔基準額となる「實支出額」は補足が困難であり、ところによつては相當高額に上つているのでその半額負擔は財政の混亂と膨脹を來す。

(2) 負擔法は各地方團體に例外なく負擔金を交付する建前となつてい

ため、從來自己財源が豊かなため平衡交付金の不交付團體となつてい
る東京都や大阪府に對しても交付せねばならず、この點からも財政の
膨脹を招く。

二、文部省の意見

本法の實施につきなんらの積極的な代案を示さず延期法案を提出する
ことは妥當でない。「實支出額」負擔制の不備は「定員定額制」に切替
えることにより解消するから、この際教職員給與を定員定額制の全額國
庫負擔とすることが適當である。

三、自治廳の意見

文部省案を實施する場合はこれに伴つて都道府縣稅の一部を國稅に切
替ふる措置を必要とする結果となり地方自治を破壊するものとして強く
反對する。

四、自由黨の意見

憲法上の「義務教育費無償」の根本方針に則り文部省の構想を支持する
五義務教育費全額國庫負擔法論の是非(二八、一、一四)

何故義務教育費の全額を國庫負擔とする必要がある のだらうか

義務教育費全額國庫負擔論が主張されているが、(1)教育行政組織は、將來にわたつ
て現状を是認しようとしていのか、或いは改正しようとするのであればどう改正し
ようとしているのか分らない。(2)義務教育行政はその他の地方行政とは異り、執行機
關としては教育委員會がこれに當り、おおむね府縣知事又は市町村長の責任を排除し
ているのであるが、議決機關としては府縣議會又は市町村議會がこれに當り、教育委
員會の設置以來二元化されようとしている地方行政は危うくここで一體化されてい
る。(3)また(4)現に給與の額は市町村教育委員會が決定し、給與費の支辨及び負擔は府縣
が行うという矛盾した制度になつていながら、負擔のことはさておき支辨の關係さなど
う改正しようとしていのか分らない。國費で支拂うのか、府縣費で支拂うのか或いは
市町村費で支拂うのか分らないのである。(5)義務教育費の範圍さえ未だ明確にさ
れていない。義務教育は教員だけで行われているのではない。教材、校舍等が一體を
なして行われているのである。これらの前提が先ず明かにされなければならないので

あるが、差當り現状ではどんな欠陥が生じているのであろうか、また、こうすることによつて、どんな結果を期待することができるのであろうか。考えられそうなることを思いつくまゝに次にかき並べてみよう。

(1) 地方費負擔だから教育の待遇が悪くなり、他の行政費のしわが教育豫算によせられていないか。……然し、(4) 國では、地方公務員たる教員の給與が、學歴及び經驗年數の等しい國家公務員たる教員の給與に較べて高過ぎると云つてゐる。また、(4) 新制中學校の建設費は、國と市町村とで折半負擔する建て前になつてゐるが、國庫負擔額決定の基礎となつてゐる生徒一人當り〇、七坪の建築費は少な過ぎるというので、現にどの市町村でも國が支出した金額以上のものを負擔してゐるのではないか。

このように、地方團體では、教育給與費でも學校建築費でも教育費については、國が計畫した財源以上のものをつぎ込んでゐるのであつて、むしろ教育費が他の行政費の財源として豫定されたものに食い込んでゐるのである。

教育豫算も、土木衛生その他の豫算と同様に窮屈であることは事實であるが、義務教育費を地方に任せてゐるので、その財源を他に使われて終つてゐると云うことは全く事實に反することである。

(2) 地方費負擔だから、地域間の教員の給與の差が大きくなり過ぎてゐるのではないか。……給與差があつても、給與の最低基準額がどの地域においても確保されてゐるならばよいのではないか。高過ぎこそすれ、低すぎると非難されてゐるところはないのではないか。殊に、

(4) 一般國家公務員の場合のように、教員が府縣間に跨つて屢々勤務替えさせられることもなく、出生地府縣に定着することを例としてゐるので、青森縣内に勤務する教員と東京都内に勤務する教員との間に給與の差のある方が適當なのではないか。

即ち青森縣内に勤務する教員の給與は他の青森縣内の給與生活者の給與に比準して決められるべきであり、東京都内に勤務する教員の給與は他の東京都内に勤務する給與生活者の給與に比準して決められるべきである。然らば、教員の給與額を決定するものは中央政府ではなく、青森縣内に勤務する教員については青森縣内の住民であるべきであり、東京都内に勤務する教員の給與については東京都内の住民であるべきである。

(4) 給與の額は給與費を負擔する者が決定権を持つべきであるから、全額國庫負擔の制度を採つた場合は地域ごとに住民が決定すべきものを文部大臣が決定することとなり、この關係が矛盾する。

(4) 現に、教員の給與費は全額國庫負擔の制度を採るが、國の支出する額は定員定額だけで爾余の部分は府縣なり市町村なりが支出することにしたいという意見が文部省關係者から述べられてゐるようである。

教員給與費に對する國庫補助の制度を採らうとするのであればそうした考え方も許されるかも知れないが、全額國庫負擔の制度を採らうとしながら、府縣又は市町村にも負擔の余地を残すのでは、國民の側からみて誰に財政支出の責任が歸屬するのかわからなくなつて終う。府縣や市町村に最終の財政支出の責任を負わせようとするのであろうか。その場合には果して府縣や市町村の財政支出の責任額は具體的にはどのようにして決めることができるのであろうか。そんな政治責任のあいまいな制度を設けるべきではない。口には國庫負擔制度を唱へながら、事實上は責任を回避しようとするものと難ぜられても致し方あるまい。國が全額負擔するのであれば、他に負擔するものはない筈である。

(3) 地方財政が窮乏してゐるから、その負擔を國庫に肩代りする必要があるのではないか。……財政的窮乏を救ふのにも方法の如何を検討することが必要である。財政的窮乏は救われたが、自治魂やその實體がなくなつて終つたというのでは何にもならない。このような意味において、

(4) 假に給與費について國庫負擔するとしても、給與費の額を誰が決めるかということ、地方自治又は地域行政の民主的運営という見地から考へて極めて重要なことである。従つて、給與費について國庫負擔の制度を採るとすれば、地方團體が決定した實支出額を基礎として、國が負擔すべきであり、(この場合においても現行法がそうなつてゐるように、「地方團體が不當に多額の支出をした場合にこれを國庫負擔額算定の基礎額から除外する」ことを否定するものではない。)反面また、實支出額を基礎とする以上は、全額を國庫において負擔するわけには參らなないのであつて、地方團體にも責任を持たせる意味において、一部負擔の制度しか採れないということになる。もとよりその一部は四割でも、五割でも、木割でもよいであらう。そうでなければ、地方團體は無責任な決め方をしなにとも限らず、國はそうしたやり方の尻ぬぐいだけをさせられることになるからである。

(4) 教員給與費についても國庫負擔の制度を擴張すれば、富裕な地方團體にも財源

が興えられることになるので、國民の租税負擔の増加を避けようとするれば、それらの團體から地方税収入を取り上げなければならぬ。取り上げる方法としては、國に對して納付金を出させるか、地方税を國に移すかしなければならぬ。前者は地方團體の納得が得られないであろうから、後者によるとしても、地方財源を増額するのに國庫負擔金を増して、地方税収入を減ずるのでは、全く地方自治のあり方に逆行する。國庫負擔金を減じて地方税を充實することによつて、

A 地域住民に對しては地方税の行く方を通じて地方行政のあり方への關心を増大せしめることができ、B 理事機關に對しては住民の苦痛を心して經費の支出に一層の慎重さを持たせることを期待することができるのである。

(4) 單に地方財政の窮乏を救うためだけなら、本質的には地方税を擴充すべきものであり、差當りは地方財政平衡交付金を増額するなり、現行義務教育費國庫負擔法（實支出額の二分の一國庫負擔）を實施するなりの措置をとることが出来る。文部省の教育支配權が弱体化しているのをこれを強化すべきではないか。……これはまさにその通りであるが、教育の中央統制の弱体化を意圖して今まで教育諸制度が改革されてきたのである。國會まで關與させられなかつた教育について、これを國民のものとするとし、これを更に徹底するため、この是非はさておき、先頃は市町村にまで教育委員會が設置されたのではないか。今百八十度の轉回をしようとするのであれば、それはそれなりに教育基本法その他教育關係諸法の建て前を改めて、先ずこれからの教育行政の方針を明確化すべきである。政治行政運營の基に關連する大問題であるだけに、充分な論議をつくさなければならぬ。全額國庫負擔制度は金だけの問題ではなく、その及ぼす影響は大きいのに、恰も金だけの問題なるかの如き、よそおいで輕々しく取扱つて終うことは避けた方がよい。

(5) 教員の政治活動を禁止するためその身分を國家公務員とすることとし、そのためにまた教員の給與は全額國庫において負擔することとすべきではないか。……(4) 教員の政治活動を禁止しようというのであれば、地方公務員法の關係部分の規定を改正すべきである。目的を達成するために手段を選ばないようなやり方は避けた方がよい。假に國家公務員としても、教員の政治活動を認める立法も可能ではないか。殊に、(4) 教員の不當な活動を阻止したいのであれば、學校所在の市町村長にも人事についての發言權を興えるべきである。授業も抛棄して顧みない教員があれば、そのことは子弟を托している父兄にとつて重大問題であるから、必ずや市町村長を通じてその意見を人事行政の上に反映させることができるであらう。市町村

長はまたその責任上住民の意圖が人事行政の上に反映されるよう大いに努力することであらう。義務教育行政は全國津々浦々で行われている。これらの行政のあり方は獨り中央政府とその官俸だけでよくし得るものではない。結局は國民全體の良識にまたなければならぬのであつて、津々浦々の住民がそれぞれの地方において行われている義務教育行政のあり方に監視と批判と努力を怠らぬところにその向上を期することができるのである。この意味において津々浦々の住民の責任を強化こそすれ、權限とその責任とを取り上げるべきではない。然るに、(4) 教員を國家公務員とし、その給與費を全額國庫において負擔したのでは、全教員の國に對する利害關係を同一ならしめ、既に強力な教員の政治力を義務教育費全額國庫負擔論者の意圖に反して、益々全國的な規模の上にその力を強大ならしめるに過ぎないことであらう。

(6) 義務教育は無償とするとされた憲法上の規定からみて、現状では國の責任が明確でないのではないか。……(4) 義務教育費の負擔を國庫に移すことによつてこれを明確にしようとするのであれば、その義務教育費の範圍は給與費や教材費だけに止まらず校舎費等も含めるべきである。更に、學校や市町村立から國立に改めるべきである。國立學校の責任を明らかにするため、市町村の末端にまで國家公務員を配置すべきである。……(4) というようなことになるが、それでは地域住民の考えが義務教育行政の上に反映できなくなるのではないか。自分達の子弟の教育を委ねるといふ大問題について、自らの發言權を抛棄または弱體化せしめ官治行政を徹底して行くという方向は民主政治確立の基本方針からも教育振興のためにも是認し難いのではないか。殊に(4) 義務教育を無償とするということは、義務教育を受けるというところで國民に特定の對價を提供させないということではないか。義務教育行政に要する經費は、すべて市町村費や府縣費も含めた公費で負擔されればよいのであつて、國費だけで負擔せよというのではない。

(7) 地方財源とくに地方財政平衡交付金の總額をめぐつて、國と地方團體との間に争いが絶えないから、これを防ぐ必要がある。……地方財政が窮乏している原因を並べたてておくべきであり、(4) 地方財源の所要額を決定する方式が變つたのだから新制度が軌道に乗るまでは、何れの制度についても争いのあることは已むを得ない殊に、(4) 地方財源所要額を算出する場合、教員給與費は最も簡單で、他の公務員についてもある如き給與の額の切り下げ問題以外の面については、國と地方團體との間に争いが無い。(4) 義務教育費全額國庫負擔制度をとれば、地方に負擔の義務

はないのであるから、経費が効率的に使用されているかどうかは論ぜられないのである。単に府縣や市町村からのみならず教員やPTAその他國民の各層から義務教育費國庫負擔金の増額要求のみが熾烈にくり返されることになり、その争いは現状どころではなくなるであらう。

義務教育費全額國庫負擔制度の問題點

義務教育費全額國庫負擔制度創設の趣旨は、憲法上保障されている義務教育について、國が、これがため必要な財源を確保することによつて、その責任の所在を明かにするとともに、併せて、地方財政を義務教育費から受ける壓迫から解放し、地方財政の窮乏を緩和しようとするに存するようである。しかし乍ら同時に一部においては、この制度の創設をもつて義務教育行政に對する文部官の統制支配權の掌握を企圖するものであるとなし、或いは、これにより教育公務員の政治活動を制限しようとするものであるとの見方も行われている。

當否は別として、このような見方が行われるということは、そもそも各種の地方財政制度が、單に地方團體に對し財源を供與するための手段であるに止まらず、その如何が地方自治の運営そのものと密接な關係を有し、國政運営の基本方針に觸れるものであるからである。従つて義務教育費全額國庫負擔制度の検討もまた如何にして義務教育費の財源を確保するかという問題に止まらず、廣く中央地方を通ずる行政全般に關する問題について検討される必要がある、この觀點からこの制度を検討すると、次のような欠陥を指摘することができる。

第一、國政並びに地方自治運営の面から見て この制度は政治行政運営の基本方向に背馳する。

終戦後わが國は、民主政治の確立を標榜し、これを國政の基本方針とすると同時に、その方策の當然の歸結として地方自治の擴充強化が圖られ、諸般の制度の改編が行われ又その努力が拂われて來たのである。これを義務教育について見ると、民主的に文化的な國家建設の理想の實現は根本において教育の力にあるものとし、舊來の教育思想に批判を行い、官製的な國民教育の方針を排して民主教育を原理とし教育制度に抜本的な改革が加えられた。即ち、舊憲法下においてはもつぱら勅命で規定せられて國會さえも教育諸制度への關與が許されなかつたのであるが、新憲法下においては新憲法の精神に則り教育を國民自らのものとするため、教育の基本方針は法律の形式をもつて國會で定め、新しい人間性の發見とこれが育成とを教育目

的の基調とし、教育につき、國が加えて來た不當な壓迫を排除するため、教育行政の運営は地域ごとに公選された者から成る機關において行わしめることにより、中央の教育統轄の權能を弱め、教育行政が公正な民意により、地方の實情に即して行われることが企圖されている。このような地方自治の擴充強化と、民主教育の推進とは、何れも民主國家建設の基礎を培うための國政の基本方針であつて、これが、その時々々の風潮によつて輕々に左右せられてはならないものである。

然るに、義務教育費全額國庫負擔制度は、

(1) 財政制度の運営を通じて、(1)教育の中央統轄を可能にするものであり、(2)教育の運営に民意が反映せず、地方の實情と乖離する恐れがある。即ち

(1) 行政事務の權能とその經費負擔とを分離しないことは責任の歸屬を明確にし民意の反映を容易ならしめる意味において、行政民主化の基本原理とされるところである。この原則に反して、權能を行使する者と經費を負擔する者とを異にして従來行われてきた各種の全額國庫負擔制度は、その對象行政が高度に國家的な色彩を結び地域住民の利害に拘らず、劃一的に遂行確保する必要があるものにつき、地域住民の利害により、その行政運営が歪曲されることを排除するために採用されて來たのが一般である。

このように、全額國庫負擔制度は、その行政運営が地域住民の意嚮によつて左右されないようにするという機能をもつのであるから、教育運営の基本部分をなす教育につきその經費の全額を國庫において負擔することは、國による教育統制を容易にするものであり、又、經費の負擔を通じてはじめて可能な民主教育の推進についての期待をも困難とするものである。

(2) 教員給與費を全額國庫において負擔することは、國庫財政に重大な影響をもたらすものであるから、この負擔制度を國庫財政との關係において破綻なく運営するためには、教員人事についての中央の統制を必然とし、この限りにおいて、現行教育諸制度の改革を余蘚なくされる。即ち、傳えられる如く教育公務員を國家公務員とし、市町村教育委員會から行政管理權を奪ひ、府縣教育委員會に人事權行使を代行せしめるため、その事務局職員を國家公務員として、國の出先機關として色彩を強める必要を生ずる。このことは同時に教育行政の基本方針の重大なる變革以外のなにもでもない。

(3) 住民にとつては、その子弟がどのように教育されるかということとは最大の關心事ではない。然し地域住民は、その給與も負擔しなくなつたので

は、教育のあり方について注文をつける力が弱体化せざるを得ない。それだけ教員の活動に對する民意の反映がうすくなる。

地方議會においても教育給與費の豫算審議を通じて教員活動乃至教育行政の批判を行うことができるが、全額國庫負擔の下ではその意義に乏しい。地域住民によつて教育行政のあり方の批判されることが住民に對し教育への關心を増大せしめる機因ともなるのであつて、教育の發展は行政機關の力によつて果し得るものではなく、地域ごとにその區域内の教育に對する地域住民の活潑な論議乃至關心の増大によつてこそ得られるものである。

(二) 教育行政は、住民の生活と密接し、由來、地方自治行政の重要な部門を占めて來たのである。然るにこれを全額國庫負擔にして、事實上地方自治行政から分離することは、地方團體を二分するものであり、行政事務費について新たに多額の國民負擔の増大を齎すのみならず、地方自治行政の綜合性を弱体化せしめ、地方自治の内容をそれだけ貧困にするものである。即ち、現に教育行政はその他の地方行政とは異り、執行機關としては地方團體の長を離れて教育委員會がこれに當り漸く議決機關のみを一つにしているのである。各種の行政はすべて國民を對象として行われ、そこに集約されるのであるから、末端においては府縣なり市町村なりの段階で各種の行政はすべて綜合一元化され相互に矛盾なく運営が期せられるようにしなければならぬのに、所要の經費が全額國庫負擔では地方議會の審議は無意味となり、地方團體は完全に二分されることになるのである。

現在の地方自治の實體から住民子弟の基礎的教養という重大問題を除外して残つた地方自治の内容にどのような意義を見出すことができるだろうか。

(三) 全額國庫負擔制度の當然の歸結として教育公務員はこれを國家公務員とする必要があるのであるが、このことについて、過去において教育公務員が官吏又は官吏待遇であつたことを擧げて、不都合でないとするものがあるのであるが、過去の教育體制は、既に批判済みであり、その事例は新教育の理想の下における制度の正當性の主張の根拠とはならない。敢えてこれを行うことについては、これによつて、教育公務員の政治活動の制限を期待するとの一部の主張に同調するとの批難を招くおそれがある。教育の基本がこのような根據において左右されるようなことがあるべきではないし、また假りにこのようなことが行われたとしても、既に強力な政治力をもつ教員組合を、更に全國的な規模において、その力を結集せしめること以上は多くの期待を寄せることではできない。

第二、中央地方を通ずる財政の面から見て

一、國と地方團體との間の財源分配の關係において必然的に國民稅負擔の増大を伴う。

即ち、現在道府縣における義務教育費は、その一般財源の約六〇%を占めて居り、この龐大に上る財政需要を國庫に移管し、これに伴い財政貧弱團體に對する地方財政調整財源を實質的に減少せしめないようにしようとすれば、地方財源の偏在に伴う當然の結果として更に三百億圓の地方財源を増加せしめなくてはならず、それだけ國民の稅負擔を増大せしめることとなる。

二、若し、これに伴う國民の稅負擔の増加を回避しようとすれば、中央地方を通ずる稅財政制度の改革を必要とし、地方稅財政制度の改革は、當然に、地方自治行政制度についての變革を前提にしなければならぬ。即ち

(一) 有力な地方獨立稅を國稅に移管し、地方財政調整制度による再調整を行い、中央地方を通ずる財源の効率的分配の措置を講ずる必要がある。

(二) このような改革の結果、道府縣における獨立稅は急激に減少し、その歳入に對する財源構成は、地方自治體におけるそれとして適當しないものとなり、必然的に完全自治體としての道府縣の性格の變更を余蘊なくせられるか、然らずんば、道府縣市町村における行政事務及び稅源の再配分を必要とし、廣泛な地方行政制度の改革を必然とする。

三、前二項の實施は何れも熾烈な政治的な摩擦なくしては行われ難いことであつて直ちにこれを行うことは時期的に不可能である。

四、殊に義務教育費が全額國庫において負擔されるのであれば、地方民にとつて、國から地方に交付される金は多々益々稀薄するのであり、その効率的使用の批判に熱中するよりは、教員やPTAのみならず地方團體の長や地方議會も一體となつて國庫負擔金の増額を迫ることとなるであらう。その限りにおいて國民負擔の有効使用が阻まれる虞れが多い。

第三、義務教育財源の確保の面から見て

一、教育の確立は、人と施設の充實が相俟たなくてはならないのであつて、教育財政の確立は兩者に對する財源の確保が期せられなくてはならない。現在市町村における義務教育施設の充實は、これに對する措置が不徹底であり、ために、市町村財政に重大な壓迫を興え、それだけ又教育施設の充實を不充分にしている。義務教育財源を確保しようとすれば當然に、教員の給與費以外の經費の財源につい

ても、事の當否は別として、全額國庫において負擔するのではなくてはならない。

二、全額國庫負擔は、當然地方團體の實支出額についてなされなくてはならない。しかしこのことは國庫財政に對して重大な影響を與えるのであるから、これを回避しようとすれば定員定額制によるほかはない。定員定額制による國庫負擔制度は實情に即した國庫負擔金額の算定が困難であるため、これによる不足額を、地方負擔によつて補充することを期待するものであつて、負擔金制度として不徹底なものであり、運営の結果は、

(1) 地方財政を壓迫するか。
(2) それだけ教育財源が確保されないか。

(3) 地方團體間のほげしい國庫負擔金獲得運動を惹起し、又之れを通じ地方教育行政における人事権や財政権を事實上中央官廳に掌握される。

ことになることは明かである。

これを要するに、義務教育費全額國庫負擔制度は、單に義務教育費の財源を如何にして確保するかというだけの問題に止まらず、政治及び教育の根幹に觸れるものであり、財政的には中央地方の財源分配をめぐる複雑な問題を惹起し、地方行政財政制度に廣汎な變革をもたらすものであり、また、財源供與の方法自體についても検討の余地を存するものであるから、この制度を直ちに實施することは如何なる意味においても不適當である。假りに將來これを實施するとしても、現在における義務教育の實態は現行制度の下においては、直ちに危殆に瀕しているという程のものでなく、地方財源全體の確保と、現行地方財政制度の差し當りの改正とその運用とによりこれが維持確保を期することは、さほど困難ではないのであるから、假すに時日をもつてし、各般に亘り充分な検討をつくした上にすべきである。

義務教育費全額國庫負擔制度に關連する問題

一、義務教育費全額國庫負擔制度が設けられたとしても、地方團體の費消し得る財源の總額が増加するものではない。

若し増加するものなら、それは何處から出てくる財源だろうか。それは國民のふところ以外にはない。國民はこの制度の實施とひきかえに、租稅負擔の増額に賛成しているのであろうか。

別に賛成しているわけでもなければ、この制度が實施されても、地方團體の費消し得る財源の總額が増加するものではないということである。

現にこの制度の實施を主張している人達は、昭和二十九年から地方稅制を改正し、義務教育費國庫負擔金の代り財源として富裕な地方團體に多い稅種を中心として、地方稅の一部を國稅に移管すべきものとしている。而して差當り昭和二十八年度は「基準財政収入額が基準財政需要額を超える額」は當該地方團體に交付すべき義務教育費國庫負擔金の額を減額することとし、かく算定されて文部省から義務教育費國庫負擔金として地方團體に交付される額に相當する額は、地方財政平衡交付金の總額を減額すれば足りるとしているところからも判斷することができるのである。い、かえれば、國庫換算の上では、地方團體が何に使つてもよい一般財源としての地方財政平衡交付金として計上するか、その一部をヒモつきの義務教育費國庫負擔金として計上するか、の技術的な操作の差違に止まるものとしているようである。

二、義務教育費全額國庫負擔の制度を採つても、差當り昭和二十八年度は富裕な地方團體に交付しない制度を採ることができるといふことは矛盾した議論である。

實支出額の二分の一の國庫負擔の制度を採る場合は、財政支出の責任は地方團體にあり、國は補充財源として二分の一を交付するのであるから、富裕な地方團體には國庫負擔金を交付しないという制度（基準財政収入額が基準財政需要額をこえる額は、當該地方團體に交付すべき義務教育費國庫負擔金の額を減額するという制度）を採ることができ、全額國庫負擔の制度を採る場合は、財政支出の責任は國にあるのだから、富裕だからといつて、その地方團體に國庫負擔金を交付しないというわけには參らない。

昭和二十九年からは地方稅制を改正するので昭和二十八年度だけの暫定措置だからと軽く考へている人もいるようであるが、富裕な地方團體からは比較的多くの稅收入を奪うことを中心とした地方稅制の改正もそれほど簡單にできることではない。法律の改正は一個人の意見だけで成立するものではないからである。そんな未だ決定しない方法を前提として全額國庫負擔を實施することは冒險である。全額國庫負擔の制度を假に實施するとしても少くとも地方稅制の改正と切りはなすべきではなく、これと併行して實施すべきである。

殊に、教員の身分を國家公務員とした場合は、地方團體に全額國庫負擔を名目とする多數の國家公務員を設置させながら、國の一方的な物指しで圖つて財源に余裕ありとし、その團體に給與費を交付しないといふことはできない筈である。

一般に、國家公務員の給與は國庫で支拂われるのであるが、教員の身分を國家公務員とし原則通りその給與費を國費で支拂うのに、若干の地方團體の教員について

のみ國庫で支拂わないうで、當該府縣又は市町村の費用で支拂わねばならないというのは如何にも矛盾したことである。

このことは、假に身分を國家公務員としながらその給與は國庫負擔金を一たん府縣費又は市町村費にうけ入れて支拂うこととするが、若干の地方團體については國が一方的に財源に余裕ありとして、本來その責任に屬し國庫負擔すべきものとして給與費國庫負擔金を交付しないという場合においても同様である。

若しこの理論通りに義務教育全額國庫負擔の制度が實施されるとすれば、新たに約三億圓の國民負擔の増額を必要とする。

三、國が義務教育費について國庫負擔する場合、その負擔額は、地方團體の實支出額を基礎として行ふべきである。

實支出額を基礎として國庫負擔する場合は、全額負擔の制度はとれないのであつて、地方團體にも、財政負擔の責任の一部を分擔させなければならぬ。反面、全額負擔の制度を採らうとすれば、定員定額等により國が一方的に計算した金額を交するを得ないのであつて、そのことは義務教育豫算を國から地方團體に付せざ割り當てるに等しい結果を招來する。地方議會は割り當てられた額を形式的に計上した豫算を審議するだけだから勢いその審議は形式的なものとならざるを得ない。實質的には教育豫算の審議權を國に返上したに等しいことになる。

定員定額制によつて一方的に地方團體に豫算を割り當てる場合は、

(1) 酒や煙草の配給制度から考えられるように(酒や煙草をのまない人も配給を受けければ、のむようになつたし、足りない者は闇で酒や煙草を買つて補充したものである。これが綜合切符による配給制であつたら、綜合切符を受けても酒や煙草を欲しない人はそれを買わなかつたことであらう。)その割當てが多かつた場合もそのまま費消して終う。足りなかつた場合は、當該地方團體でやりくりしてどこからか捻出してこざるを得ない破目におとし入れられる。それだけは國庫負擔すべきものが地方財政にしわよせさせることになるおそれが多い。とくに前者の場合のように多すぎる部分まで費消して終うことはそれだけ國民の負擔した租税にむだが生ずることになるのである。

(2) 豫算というものは使ひ方を見てその額を決めるべきである。給與費についてはその職員活動のあり方によつて定められるべき部分も多いのである。無駄な使ひ方をしておれば削減して然るべきであるし、有効に使つておれば大いに増額して然るべきである。

使ひ方の有効か否かは現地において最もよく分ることなのに、中央政府から一方的に割り當てて行つたのでは實情に即しないのみならず、地方議會の批判の意義がなくなつて終う。従つて教育行政に對する民意の反映が困難になる。

(3) 地方で使うものに國がその金額について負擔の責任をとるのでは、自分達の腹もいためないし、削減したところで他の部門に使うこともできない金額について浪費をいましめるような努力はしない。徒らに増額交付への運動のみが行われるそこに無駄が生ずるし、將來、國家財政への大きな壓迫をなしてくる。

(4) 定員定額によつて各地方團體への配賦豫算を中央政府が決定するので、徒らに分捕り競争を激化させ、このことはひいては文部官僚の教育行政支配權を不當に強化させることになる。

(5) 中央政府からみて教育費が配賦豫算程度に費消されないと徒らに國庫負擔が増大するから、少くとも豫算執行の責任者としての教育長を文部大臣の任命する官吏としよつとすであるが、このことは反面地方自治の重要部分について自治權を抛棄することを意味する。

四、教育行政の水準の向上如何は教育行政に費消した金額の多寡で判断すべきではない。

(1) 子供が澤山の本を買ひ込んで讀書に熱中しているからその教養の向上を期することができると安心しておれるのでなく、エロ本ばかり買つていたので却つて有害なのである。同じ様に國が地方で行われている義務教育行政の向上を期するためには、地方團體において教育行政に費消されている金額の多寡如何にのみとらわれてはならないのである。速やかに義務教育行政について維持されるべき施設の基準を法定し、地方團體はこの基準に則り國が期待する質と量の教員を設置し、教材や校舍を整備するよう努力すべきものである。

この趣旨において、既に地方財政平衡交付金法は、國の關係行政機關は、その所管に關係がある地方行政につき、地方團體が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つていないために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、當該地方團體に對し、これを備えるべき旨の勧告をすることが出来る。地方團體がこの勧告に従わなかつた場合においては、當該地方團體に對し交付すべき地方財政平衡交付金の全部又は一部を減額することが出来る。旨規定している。

(2) 殊に、市町村は既に新制中學校の建設に國が期待している以上の金を投じてそ

の設備を整え（新制中學校の建設費は國と市町村とで折半負擔することになつて
いるが、市町村は文部省から新制中學校建設費國庫負擔金として市町村に交付さ
れた額と同額よりも遙かに多くの財源をこの新制中學校の建設費に投じてきてい
るのである。然も、市町村に對する市町村税、市町村債及び地方財政平衡交付金
の額を通じての財源措置は、市町村はこの建設に文部省から交付された金額と同
額のものしか負擔しないものとして行われているので、それぞ他の行政費の財
源を教育費に食つているのである。）府縣は國が財源措置している以上の金を教
員給與費に投じているのである。

五、國庫補助負擔金は不當に地方行政を支配する權限が政府官僚に與えられる。

(1) 現に國庫補助負擔金を通じて地方の行政組織や人事に政府官僚の不當な干渉を
誘發している事例が多い。即ち、多くの地方團體では、國庫補助負擔金の多から
んことを望んでその擔當官僚の欲する部課を設け、その推薦する人をその部課長
に充てているのみならず、國庫補助負擔金擔當官僚の意に反して部課を廢止した
ために従前交付されていた國庫補助負擔金が多額に減額されたという話を聞か
れていることが多い。

(2) 國庫補助負擔金を受けて行う道路改修工事の設計認可、變更認可等についてみ
られるごとく、行政運営に不當な干渉を受け勝ちである。その意見を拒んでいた
のでは國庫補助負擔金を受けることができない。このことは、國庫補助負擔金對
象行政については、百萬二百萬の府縣住民の意見よりも擔當一官僚の意見の方が
遙かに絶大であることを意味する。かつて、何の法律の根據もなかつたのに津々
浦々でみそぎ訓練が徹底して行われ、箸のあげおろし方まで統一した教育の行わ
れた事情は検討されなければならない。

(3) 地方からは國庫補助負擔金の獲得運動、中央からは國庫補助負擔金の用途の監
査等を通じて、その間に多額の國民負擔が浪費せられる。

(4) 新たに國庫補助負擔金制度を設けることは、それだけ行政事務を複雑にする。
比較的新しい行政で、國から補助金でも交付しないと地方では行わないというの
であれば格別であるが、義務教育行政のように、多年住民がなじんでいるのみな
らず、住民にとつて最も關心の深い行政については、とくにこれを設ける意義に
乏しい。この種の行政についてはあえて國庫負擔制度を設けなくとも施設の基準
を法定することをもつて足りる。また強いて負擔金制度を設けるならば現實に地
方團體が支出した金額を基礎として、國庫負擔金の額を決定することとし、そこ

に政府官僚の干渉の余地を残さないように工夫しなければならない。

(5) 國民の租稅負擔を有効に使用しようとするならば、地方で使用するものに必要
な經費は國稅を減しても地方稅を充實し、その財源によつて處理せしめるべきで
ある。國稅であれ、地方稅であれ同じ日本國民が負擔するのであつて、これを國
に納付するか、府縣に納付するか、市町村に納付するかの差異があるだけである。
地方稅を充實しても、さして財源の増加しない團體もあろうが、そのような團體
へは、地方稅の充實によつて財源の増加される團體に交付されていた地方財政平
衡交付金を廻せばよいのである。

参考

公立義務教育諸學校教職員の身分及び給與の負擔の 特別法案要綱 文部省案

一、(目的) 義務教育について、國の責任を明確にし、教育の機會均等と
その水準の維持向上とを圖る。

二、(義務教育諸學校の教職員の身分) 義務教育諸學校の教職員の身分は
國家公務員とし文部大臣が任免すること。ただし文部大臣はその權限の
一部を、市町村教育委員會に委任すること。その際市町村教育委員會は
市町村長と協議して人事を行い、都道府縣教育委員會は、その人事につ
いてあつせん調整を行うこと。

三、(定員) 義務教育諸學校の教職員の總數は兒童、生徒數を基礎とした
學校種別ごとの算定基準により算出すること。

四、(給與の種類及び額) 教職員に支給する給與の種類及び額は、國立學
校の教職員に支給する給與の種類及び額と同一とすること。

五、(給與の支給事務) 給與の支給事務を行うために、都道府縣及び市町
村に國の職員を配置すること。ただし、必要がある場合には都道府縣及
び市町村の職員にこの事務を委任することができる。

六、(教材費の國庫負擔) 國は、毎年度、義務教育の教材に要する經費の
一部を負擔するものとする。

七、(施行期日) この法律は昭和二十八年四月一日から實施するものとす

ること。

八、(経過規定) 當分の間、義務教育諸學校の職員は都道府縣が負擔し及び支給するものとし、國は都道府縣に對しこの法律に定める定員によつて算出した額を交付するものとする。

提出理由

憲法に規定する義務教育の機會均等的保障とを確保するためには義務教育諸學校の教職員に對する給與の全額を、國庫で負擔することにより、義務教育について國が積極的に責任を有することを明確にするとともに、これらの教職員を國家公務員とすることにより、勤務秩序を保持し、統一的な人事行政による身分の安定を圖る必要がある。これがこの制度を制定しようとする理由である。

右のように同要綱の内容は大體さきの閣議了解の線にそつたものであるが、當分の間給與の負擔責任を國におかず、従來のとおり都道府縣に置くこととなつた。これは、

- 一、税制改正までは富裕都府縣に對する超過財源が切捨てられるので、これら都府縣についてはその間國は負擔責任を負えない。
 - 二、他の他の縣についても現在義務教育職員の給與水準が同程度の國家公務員に比べて全國平均三百四十九圓高いが、この分は當分の間は國庫負擔金に含むことができなないので、この點が解決できない限り縣費からの補給をまつほかない。
- との理由によつたものである。しかしこの期間中は結局國庫負擔金の不足額が府縣財政にシワ寄せされることになるため、自治廳では「當分の間」というあいまいな表現を「昭和二十八年年度に限定その間に税制改正を行つて二十九年度からは必ず本格實施することを主張している。

義務教育費全額國庫負擔に關する決議

(全國知事會二八、一、二〇)

全國知事會議は先に義務教育費全額國庫負擔に關し條件を付して賛意を

表したのであるが、既に傳えられている文部省の要綱及び行政の推移によれば本會の付した條件は全く無視せられており、萬一これが實施をみるにおいては教育の刷新も地方財政の窮乏打開も期待し得ないのみならず、地方公共團體の行財政は混亂に陥ることは必至であつて、われ等斷じて同意し能わざるものであるからこれが實施は絶対に反對である。

右決議する。

義務教育費全額國庫負擔に關する申入れ

(全國知事會二六、一、一一)

さきに全國知事會議は、昭和二十八年年度地方財政計畫の策定に關連し、義務教育費全額國庫負擔制度に賛意を表したのである。

これは義務教育の無償と機會均等の原則を推進するとともに、地方財政の窮乏を打開するために適當と思料したからに外ならない。

しかして本件については、もとより左記事項が全國的に容認されることを前提としてるので、念のため申入れをする。

記

- 一、義務教育は地方自治の基本的な事務であることを再確認し、差當りその財政責任を行政責任とともに市町村に一元化すること。
- 二、全額國庫負擔は、義務教育職員給與費等の實支出額の總額とすること。従つて定員定額制によることには反對である。
- 三、地方財政平衡交付金總額から義務教育費總額を分離する場合においてその交付を受けている府縣のうち、實支出額が義務教育費基準財政需要額を超えている府縣については、その基準財政需要額の範圍内で、又實支出額がこれに達しない府縣については、實支出額の範圍内で算定集計してこれを行うこと。

なお、平衡交付金の交付を受けない府縣に對する新規義務教育費國庫負擔分については、平衡交付金總額から絶対にこれを控除しないこと。

四、義務教育費國庫負擔制度と關連し、入場税、遊興飲食税等現行府縣税を國へ移管するが如き地方自治を弱化せしめることは絶対に行わないこと。

地方制度改革に關する意見

全國都道府縣議會議長會

一 地方制度改革の基本方針

地方制度改革に當つては、左の基本方針をあくまで堅持しなければならぬ。
一 民主政治の基盤として、憲法の保障する「地方自治の本旨」を尊重し實現すること。

この見地に基き、國の權力的關與はこれを絶対に排除すること。

二 行政機構の簡素化と行政事務處理の能率化を圖り、最小の經費により最大の行政効果をあげ、もつて國民負擔の軽減を期すること。

三 國と都道府縣と市町村とは互に對立するものではなく、人民福祉の實現という一つの目的に協同するものであるとの見地に立つて、行政全體の總合性を保持し且つそれぞれの地位、機能、責任等を明確にすること。

四 地方自治は、住民の自治意識によつて支えられたものでなければならぬ。従つて地方制度の改革は、地方公共團體の長い歴史と傳統を尊重するとともに、現實に立脚しつつ漸進的にその理想の實現を企圖すること。

二 府縣の地位及び性格

憲法の保障する地方自治の本旨を尊重しこれを實現するためには、府縣は、完全な自治體でなければならず、行政の能率的、効果的な處理のためには、廣域的な地方公共團體としての府縣の行政機能を十分に發揮し得るようこれに適當な地位を與えなければならぬ。

一 府縣の存在の意義

府縣は、府縣民の協同體の意識によつて支えられた強固な政治的、經濟的、社會的基盤をもつ自治體として既に六十年余の長い歴史と傳統とにより支えられ、その

機能に對しては、府縣民否國民全體が十分に信頼するところである。而して、府縣の機能發揮は特に次の二つの重要な意義を有する。

1 地方自治確立の使命

(イ) 現實の社會的、經濟的基盤を前提として、現在よりもより現存の一万余の市町村を今後如何に統合してみても、その行財政能力の飛躍的充實を期することは殆ど不可能といふべく、これらの弱小市町村が國に直轄するということになれば、市町村自治は、國の中央集權的壓力によつて完全に壓倒されてしまふ惧れがある。府縣は、この間にあつて自らもまた完全な自治體として、市町村と相協力して中央集權的官僚行政に對し、地方分權的民主行政の基礎を築き、延いて市町村自治を守る防禦としての使命を果すものである。

(ロ) また、市町村が今後統合によつて、その内容や區域が合理化されても、市町村としての機能には自ら限度があるから、現在の府縣に代つてそれらの事務事業を果し得るとは到底考えられない。このことは結局國家行政を擴大強化することとなり、地方自治の本旨を實現するという見地とは正に反對の方向を示すこととなる。地方自治の本旨の實現は、地方自治體としての府縣と市町村とを併せ認め、これらの自治機能を一層充實發展せしめることによつてはじめて達成することができる。この意味においても、府縣は市町村とともに地方自治確立の上に重大な存在意義を有するものである。

2 行政の能率的効果的處理

(イ) 地方的事務事業には、事務事業の性質上、狭小な市町村では處理できない廣域的な行政事務が少なくなく、また市町村の行財政能力では處理できないもの又は、少くとも能率的効果的な處理の期待できないものも少なくない、こういう事務事業こそ、まさに府縣の機能に期待すべきものである。

(ロ) 國がむやみに出先機關を設けたり、弱小市町村に事務事業をおしつけたりすることは、徒らに行政經費の膨脹を來すのみならず、地方行政を圓滑に遂行するゆえんではない。これを府縣において行うことこそ、地方行政を總合的に、而も能率的効果的に遂行し、且つ、行經經費を節約するゆえんである。

これを要するに、府縣は既に長い歴史と傳統によつて、地方自治體として府縣民の信頼を得ており、今後においてもその政治的、社會的、經濟的基盤の上にわが國地方自治行政の伸長發展を期する地方公共團體として益々その機能を十分に發揮せしめるよう對策を講ずべきである。

尤も現在一部において指摘する府縣の存在による二重行政、二重監督乃至は

舊憲法下における府縣の官僚行政の殘滓の性格に對する欠陥や非難は絶對にないといふ切れないとしても、これらは、行政事務の再配分及びこれに伴う財源の再配分、並びに府縣行政の一層の民主化及び合理化によつて、十分に排除することができるのであつて、府縣の存在意義及び使命に故意に眼を閉じ、輕々に府縣を廢止すべしとする論のごときは、角を矯めて牛を殺すの愚に等しいことをはつきりと認識すべきである。

(二) 府縣の憲法上の地位

府縣は、右に述べたように、地方公共團體としての重要な地位を占め、且つ重大な機能を果たすことを期待されているものであるが、この地位と機能とは、憲法自らの承認し且つ保障するところといわなければならぬ。

憲法の規定する字句の上では抽象的に「地方公共團體」の自治を保障しているだけで、そこでいう地方公共團體とは何を指すかは明示してない。しかし、およそ憲法の解釋に當つては、その規定の字句いわゆる文字解釋のみに終ることなく、特に新たに憲法上、地方自治の保障に關する規定を設けるに至つた歴史的背景とその合理的根據とを考究しなければならないことはもちろんである。

この見地に立つて考えると、憲法第八章の地方自治に關する規定は、わが國の過去の中央集權的官僚制に對する批判から出發し、これを地方分權的民主制に切換えることを最大の眼目とし、その一環として、半ば官治的な地方公共團體であつた府縣を完全な自治體とし、市町村自治とともに、分權的で民主的な自治行政を保障することによつて、民主政治の基礎を確立しようとしたものであることは、疑いを容れない。

府縣が完全自治體としてその地位において機能を發揮することが、實質的に地方自治の本旨を實現するゆえんであることは前に述べた通りである。憲法は、正にこの意味での地方自治の本旨を實現することを要求しているものと解さなければならぬ。この意味において、府縣の廢止は現行憲法の下では不可能というべきである。

三 府縣の機能及び適正規模

(一) 府縣の機能

右に述べたような府縣の地位からいつて、且つ最初に述べた地方制度改革の基本方針に照らし、府縣には、大體次の諸機能を認めるべきである。

1 廣域行政の機能

地方行政の中には、治山治水等の公共的土木事業、總合開發事業、災害救助事務等廣汎な地域にわたり統一的に處理するを要するいわゆる廣域行政的性質をもつた事務事業が少なくない。これらの事務事業は、市町村を包括する廣域團體としての府縣が處理するに最もふさわしいものである。尤も、これらの事業の中には現在の府縣の規模では十分に處理し切れないものや、更に、大電源開發事業のようにむしろ國の責任において處理する必要があるものもあるが、そのことは、この種の事業を府縣單位に又は數府縣の協力により行うことを妨げるものではなく、むしろ國と並んで、府縣が進んで積極的にこれを推進することにより全體として總合開發等の目的を達成し得るものである。

また、地方行政事務中狭小な市町村單位に區々に處理するを適當としない事務が少なくない。傳染病豫防、營業の規制、各種の試験檢定、或は各種産業の奨勵等はその一例である。これらの事務は比較的廣域にわたつて而も統一的に處理することにより、よくその目的を達成することができるのであつて、正に府縣において果すべき機能というべきである。

2 補完的行政の機能

市町村民の日常生活に直結するいわゆる庶民行政事務は、市町村において處理すべきであるが、現實のわが國の市町村は、その行政能力において欠けるところが多く、また、市町村相互間の行政能力に著しい懸隔がある。たといこれを整理統合して、その強化を圖ろうとも、これらの事務の能率的處理を期待することは困難である。警察、教育施設、大規模の保健衛生施設等の維持管理のごときその一例である。しかも、これらの事務事業の中には、國家的見地から、一定水準を保障する必要があるものが甚だ多い。大都市等の行政能力の充實しているところは別として、弱小市町村等のためには、府縣がこれを補完的に處理することが必要であり、それは結局、これらの事務事業を實情に即して能率的、効果的に處理し全體として浪費の節約を圖るゆえんである。

3 連絡調整機能

府縣は、市町村の自主自律を尊重し、これに權力的關與をなすべきではないが、いわゆる中間團體として、國と市町村間の連絡及び府縣内市町村間の調整の機能を果たすべきである。國と府縣と市町村とは相互に對立すべきものでなく、一つの共通の目的に向つて協同すべきものであるから、府縣が、國と市町村との間にあ

つて、相互中繼的な事務を處理することは、行政の圓滑な運営を圖るゆえんである。また市町村間の行政に於ける著しい不均衡の調整や、市町村間の紛争の調停斡旋、市町村行政に對する技術的援助勸告等の事務は、府縣でなければ、實情に即して適切に果すことができない事務であるといわなければならぬ。

これを要するに、府縣が以上のような機能を適切に果すこと、いいかえれば、府縣と市町村とが複雑多岐にわたる地方行政事務をその地位と能力に應じて合理的に分ち合い、それぞれ責任を分擔しつつ互に協力して、一つの目的を達成しようとするによつて、はじめて地方自治の實をあげることができ、またそうすることが行政の能率的、効果的運営を圖り、且つ經費の節約を期し得て國民全體の信頼に應えるものであると信ずる。

（一）府縣の適正規模

府縣が近代行政の要請に應じ、よく上述の機能を果すためには、現在の府縣の區域が、いささか狭小であり、その區域を近代的、廣域行政單位として、合理的な再編成を行う必要のあることは、少くとも理論上承認せざるを得ない。

しかし、さきにも述べたように、府縣は、地方自治體として、地方住民の自治意識によつて、支えられた團體であり、このことが、住民の積極的協力を得て、民主的府縣行政を強力に推進せしむる必須の要件であるから、今にわかに、單なる人口等の形式的標準によつて、畫一的にこれを統廢合することは適當でない。いわんや府縣の政治的、經濟的、社會的基礎を無視し、府縣住民の自治意識を看過して、權力によつて府縣の統廢合を強行するがごときは、地方自治を根底より破壊するものである。

府縣の規模の適正化という理論上の要請を實際上如何にして實現すべきかは、極めて難問な課題であり慎重な考究を要する重大な問題であるが、概ね次の方針が考えられる。

府縣の適正規模は、さきに述べた府縣の機能を最も適切に、合理的能率的に、果し得る地域的單位でなければならぬ。この意味において、地勢、人口、文化、産業、交通、財政等の自然的、社會的諸條件を十分に検討するとともに、長い歴史と傳統による風俗、習慣、住民感情等を考慮し、個々の問題としてとりあげるべきである。而して、府縣の統廢合を積極的に推進するためには、政府において、少くとも過渡的措施として府縣の統廢合が關係府縣及び府縣住民にとつて有利であるような財政上の裏づけ措置等、適切な對策を講ずることが必要である。

四 道 州 制

最近、一部に、府縣の規模の適正化と關連して、道州制の採用が唱えられているがその内容は大體次に述べる二つの考え方であるようである。しかしながら、その何れの場合であつても、道州制の設置は、地方自治の本旨にもとり行政の能率的効果的處理を妨げるものであり、更に次の理由によつて賛成できない。

1 道州の設置を現在の府縣をそのままとし、その上に道州を設けるといふ考え方については、それは、徒らに屋上屋を架することになり、ただ行政を複雑にし、經費を膨大化するだけで、行政の簡素能率化の原則に反する。

2 道州の設置を現在の府縣を廢止し、これに代る自治體として設けようといふ考え方―全國を八乃至九の自治體に區畫する―については次の次陥と弊害とを指摘することができる。

(イ) この意味での道州は、自治體としての社會的基礎をもたず、また、それを支える住民の自治意識も存しないから、眞の自治體として發展することは期待しがたい。また、單に費用負擔團體として考えても、道州間の懸隔が余りにも著しく、それぞれを獨立の自治體として認める意義に乏しい。

(ロ) 道州は、國家機關的性格の強い團體となり―従つて道州には任命制の官廳を置くことが必至である―結局、中央集權的官僚行政の傾向を助長し、地方自治の本旨の實現を妨げることとなる。殊にそれは弱小市町村の自治を壓倒し、地方自治を根底より破壊するに至る虞れさえある。

(ハ) 交通機關の發達した現在においても、道州應の下に府縣單位の機關を設けることなく、地方行政の合理的處理をなし得るかどうかが甚だ問題である。廣域行政の機能はしばらく別としても、弱小市町村の補完行政とか連絡調整の機能とかは、却つてこれを能率的に處理し得ないことになるであろう。勢い道州と市町村との中間に府縣單位の機關を設置するの必要に迫られ、結果において徒らに屋上屋を架し、行政の複雑化と能率の減退を來すこととなるを免れない。

五 特別市制―大都市制度

（一）特別市實施に反對の理由

最近、大都市側から強く特別市制の實施を要求する聲があがつている。その狙いは都市特に大都市の財政的窮迫を打開しようとするにあるが、その主張の根據を、

二重行政、二重監督の弊害及び無駄を排除し、その自主自律を確立しようとすることに
とにおいている。

人口三百万に近い大都市と人口千に満たない小村とを一律に規律しようとする現
行制度は決して妥當とはいえない。大都市には大都市にふさわしい行政を総合的に
處理し得るような合理的な制度を考える必要があることは否定できない。しかし、
だからといって、直ちに、大都市に特別市制を実施すべしという結論は出て来ない
のであつて、この問題は、大都市側の立場のみによつて決定すべきではなく、大都
市とそれが獨立した後の残存郡部や府縣の關係をどうするか等の關連する主要な問
題を同時に検討し、地方制度全體をして、地方自治の本旨に合する合理的な制度た
らしめるような総合的な解決方法を見出さなければならぬ。この見地から特別市制
の施行は、地方制度全體としてみれば幾多の弊害をもたらす欠陥を含んでおり、到
底この主張に賛成することはできない。

(一) 特別市實施上の欠陥

現行地方自治法は、特別市の制度を認めてはいるが、これは同法制定に當つての
盲點の一つともいふべきもので、同法施行以來五年半以上を経過した今日、なおそ
の實施をみるに至らないのは次のような理由があるからである。

1 まず第一にあげるべきは、殘存區域の市町村及び大都市の獨立した後の府縣を
どうするかという問題である。大都市とこれを繞る衛星都市及び農村部とは産業
經濟、社會、文化、交通その他あらゆる部面にわたつて、緊密なる一體的關係に
あり、都市は農村を背景とし、農村は都市を中心として極めて密接な相互依存關
係を保ちつつ繁榮している。いわば大都市はこれを包括する府縣の心臟部を構成
し府縣は全體として一つの生き物として存在している。この心臟部だけを府縣の
外に獨立せしめるときは、殘存の市町村は、獨立の自治體としては、極度に弱體
化し特別市との間に完全な跛行状態をもたらし、地方自治の基礎を破壊する恐れ
がある。また、心臟部を切り離して獨立せしめた殘存府縣は統一的な機能團體た
る性質を失ひ、假に法律上これを一つの府縣として認めたところで十分な機能を
發揮し得ない結果となるを免れない。

更に、國家全體の立場からみても、地方公共團體相互間の制衡主義と跛行状態
とは、地方自治の圓滿な發達を圖るゆえんでなく、國家の繁榮を期する途でも
ない。

2 次に、大都市は、假りに行財政能力をもつていとはいつても、地域的には自

ら一定の限界があり、いわゆる廣域行政機能を果すことができないから、これを
國家行政に期待するということになれば、それだけ、中央集權的官僚行政を導入
することとなり、地方自治の本旨に反する。

3 更に、大都市を特別市にすることは、現在の府縣の外に、府縣に相當する自治
體を増加することとなり、府縣の規模の適正化にも反する。

4 最後に大都市は、既に甚大な組織機構を有しながら、その行政は、現在なお、
末端にまで徹底しない状態にある。しかるにその上に、新たに府縣行政を併せ行
うことになれば、果して簡素且つ能率的に行政を處理し得るかどうかも甚だ疑わ
しい。

(二) 大都市制度の解決

右に述べたように、特別市制の實施そのものには幾多の欠陥と弊害が伴うため反
對せざるを得ないが、大都市が大都市にふさわしい行政を行ひ得る制度を確立する
必要のあることは否定しない。しかし、それは特別市制の實施という方法によつて
ではなく、行政事務の再配分とこれに伴う財源の再配分によつて、これを行うこ
とが最も妥當であると信ずる。

六 行政事務の再配分

(一) 行政事務再配分に関する基本原則

行政事務の再配分に關しては、さきに地方行政調査委員會議は行政責任の明確化
能率主義及び地方公共團體優先の基本方針にもつき政府並びに國會に對し勸告を
している。ただその具體的個々の事務配分において國に留保すべき事務の範圍、市
町村に委譲すべき事務の範圍及び委譲の仕方について、能率主義の立場から更に檢
討を要するものもあり多少の異論はあつても、大體において一般に承認されている
ところである。問題は、如何にしてこれを實現するかの問題にある。然るに事務配分
の現状は、右の基本原則を無視し、極めて多くの事務を國に留保し、或は國の出先
機關を設けて直接これを處理せしめ、或は地方公共團體の機關に委任し、國の監督
の下にこれを處理せしめており、そのために、地方行政の総合的運營を困難ならし
め、一面委任事務に伴う財政負擔の重壓を加え地方財政を窮迫に陥れている。こ
ういう弊害を除去するためには、事務再配分の實施を阻止している地方自治に對す
る不信を拂拭し、官廳のセクシヨナリズムを排除することにより、一日も早く、行
政事務の適正な配分を斷行する必要がある。なお、この場合特に注意すべきは事務

の再配分に伴う適切な財源の再配分を行い、できるだけ地方公共団体の固有財源を強化し、これによつて、その受入態勢を確立することである。

(二) 國と都道府縣と市町村との間の事務配分
國と都道府縣と市町村のそれぞれに配分すべき事務は、上述の基本原則に従つて大體次の通りでなければならぬ。

1 國に配分すべき事務

國の事務を極力整理し、外務、幣制、財務、司法等國の存立に直接必要な事務郵便、專賣、重要物資の統制のような政策的に全國的規模において總合的に企畫し統一的に運営しなければならない事務、府縣の區域を超えて國家的な見地から行うことを要する大規模な事業の經營又は施設の維持管理、財政等に關する地方公共團體間の不均衡の調整に關する事務等に限り、これを國に配分すべきである。これらの國の事務は、原則として、國の出先機關をして處理せしめるべきであるが、これらの出先機關はできるだけ整理統合し簡素な機構により能率的に處理し得るようすること。

右にあげた事務以外の事務はすべて、これを府縣又は市町村に配分すべきである。

2 府縣に配分すべき事務

府縣は、市町村を包括する廣域的な地方公共團體であるから市町村の區域を超えて廣域的に處理すべき事務は當然府縣に配分されるべきである。また、原則的には市町村に配分されるべき事務であつても、市町村の行政能力に照らし、事務の能率的効果的處理の困難なものについては、府縣においてこれを補完的に處理する必要がある。更にまた、府縣は、國と市町村との間の中間團體として、國と市町村との間の連絡事務、市町村間の調整、紛争の調停斡旋事務及び市町村に對する技術的援助、協力、指導の事務等を行うべきである。

3 市町村に配分すべき事務

右に述べた國及び都道府縣に配分すべき事務以外の主として市町村住民の日常生活に直結する事務は、原則として市町村に配分すべきである。ただ、一概に市町村といつても、その行政能力に著しい差異があるから、大都市、中都市その他の都市及び町村それぞれにその能力に即應するように事務の配分をなすことが必要であり、その事務を能率的効果的に處理できない市町村のためには、前に述べたように、府縣が補完的機能を果たすようにすべきである。

以上の事務配分上の方針であるが、この場合においてもまた國、府縣、市町村は相互に協力し一つの目的に協同するの關係を根本の條件とすることは當然のことである。

二十八年度豫算政府案決る

二十八年度豫算案は昨年末大藏省原案を閣議に提出して以來、自由黨の要望ならびに各省の復活要求ともならみ合せ、検討中であつたが、二十日の閣議で原案を大幅に修正の上決定された。閣議決定政府案の大綱は歳入出とも九千六百五億六千四百六十五億一千九百萬圓に比べ、百四十億四千二百萬圓、二十七年豫算九千三百二十五億三千五百萬圓に比べると、二百八十億二千六百萬圓膨脹している。この一般會計規模の増大の外に、大藏省原案にはなかつた投資特別會計の新設、貯蓄債三百億圓發行を織込むなど積極財政の線を強く打出している。これを概観すると問題になつた安全保障諸費五百六十億圓は全額削除、防衛支出金は六百二十億圓、保安廳經費は八百三十億圓となり結局防衛關係費は二

十七年度の一千八百二十三億圓に比べ、三百七十三億圓の減となつた。又舊軍人恩給及び遺家族等援護費は五百億圓にふえ、食糧増産費を含む公共事業費は二十七年に比べ、二百七十一億圓を増して一千六百十二億圓となつた。次に義務教育費の全額國庫負擔を含む地方財政平衡交付金は二百七十億圓を増して、一千七百二十億圓となつた。なお財政出投資會計は總額三千五十五億圓で、のうち見返資金四百億圓と、貯蓄國債三百億圓を財源とする投資特別會計は開銀、輸銀、電源開發に出投資される。ちなみに閣議決定案と大藏省原案との主なる違いは、歳出面では、

(1) 一括して二千三百億圓計上した防衛關係費を、防衛支出金六百二十億圓保安廳經費八百三十億圓、平和回復善後處理費百億圓、連合國財産補償費百億圓、舊軍人恩給及び遺家族等援護費五百億圓、とそれぞれ配分し残り百五十億圓を一般内政費の増額に回した。

(2) 公共事業費と食糧増産對策費を一括して一千六百十二億圓計上したがその内譯は公共事業費を原案より百六十一億圓増して一千百二十億圓とし、又食糧増産對策費は六十八億圓増して四百九十二億圓とした。

(3) 文教施設費を十二億圓増して六十五億とした。

(4) 一般會計からの出投資額は大藏省原案四百六十億圓のうち、二百二十五億圓を投資特別會計に移して二百三十五億圓に減らし、この減額分を他の歳出の増額にあてた。

(5) 社會保險費を十八億圓増して、八十六億圓とした。

(6) 雜件を百九十八億圓増して一千八百六十三億圓とした。

一方歳入面では、
 (1) 本年一月から實施した所得稅輕減の平年度化、相續稅の輕減、酒稅の引下げ、砂糖消費稅の引上げなど一連の稅制改正で、一千九億五千八百萬圓の稅法上の減稅を織込んでゐる。

(2) この減稅措置で一般會計の歳入のうち租稅收入は、大藏省原案七千四百十四億圓を多少下回つて七千八百八十億圓となつたが、この稅收の減を專賣納付金、政府資産整理收入、雜收入の増加などで補つてゐる。

一般會計歳入歳出概算 政府案 (單位百萬圓)

歳 入		前年度豫算額	28年度概算	比較増減△額
區 分			年 度 定 額	
1	租 稅 及 印 紙 收 入	685,326	708,049	22,723
2	專 賣 納 付 金	131,318	143,900	12,581
3	官 業 益 金 及 官 業 收 入	13,462	14,162	700
4	政 府 資 金 整 理 收 入	21,600	12,996	△ 8,603
5	雜 收 入	53,954	35,880	△ 18,074
6	前 年 度 剩 余 金 受 入	26,873	45,572	18,698
	計	932,535	960,561	28,025

一般會計歳出概算重要經費別 (單位百萬圓)

歳 出		前年度豫算額	28年度概算	比較増減△額
重 要 經 費 別			年 度 定 額	
1	防 衛 支 出 金	65,000	62,000	△ 3,000
2	安 全 保 障 諸 費	56,000	—	△ 56,000
3	保 安 廳 經 費	59,151	83,000	23,848
4	平 和 回 復 善 後 處 理 費	11,000	10,000	△ 1,000
5	連 合 國 財 産 補 償 費	10,000	10,000	—
6	舊 軍 人 恩 給 及 遺 家 族 援 護 費	19,112	50,000	30,887

7	公共事業費（事務費を除く）	93,818		
(1)	一般公共事業費	53,497		
	河川	18,765		
	砂防	4,293		
	山林	9,397		
	道路	8,824		
	港灣	3,940	農林省所管	
	漁港	1,749	64,643	
	都市計畫	4,256	運輸省所管	
	機械	2,270	8,065	
(2)	災害復舊公共事業費	40,320		
	過年度災害復舊豫備費	30,320	建設省所管	
	災害復舊豫備費	10,000	78,567	
8	食糧増産對策費	40,276	災害豫備費	
(1)	土地改良	12,743	10,000	
(2)	開拓	10,661		
(3)	農業機械	273		
(4)	災害復舊	12,045		
(5)	その他	4,552		
9	文教施設費	7,807	6,563	△ 1,243
(1)	國立文教施設費	1,426	1,953	526
(2)	公立文教施設費	4,188	4,284	96
(3)	文教施設災害復舊費	2,192	325	△ 1,866
10	住宅對策費	7,148	12,532	5,383
11	官廳營繕費	3,416	3,717	300
12	出資及投資	77,241	23,500	△ 53,741
(1)	國民金融公庫	6,000	3,000	△ 3,000
(2)	住宅金融公庫	8,000	6,000	△ 2,000
(3)	農林漁業金融公庫	6,500	10,000	3,500
(4)	中小企業金融	—	3,500	3,500
(5)	國際航空事業	—	1,000	1,000
(6)	外國爲替資金	35,000	—	△ 35,000
(7)	造幣局	741	—	△ 741
(8)	中小漁業融資	500	—	△ 500
(9)	中小企業信用保險	500	—	△ 500
(10)	輸出信用保險	1,000	—	△ 1,000
(11)	商工組合中央金庫	2,000	—	△ 2,000
(12)	日本輸出入銀行	4,000	—	△ 4,000
(13)	日本開發銀行	13,000	—	△ 13,000
13	生活保護費	24,614	24,218	△ 395
14	社會保險費	5,099	8,606	3,506
15	結核對策費	10,702	12,611	1,909
(1)	結核療養所費	7,467	9,233	1,766
(2)	その他	3,234	3,378	143
16	失業對策費	15,149	16,861	1,711
(1)	失業應急事業費	8,000	9,500	1,500
	計		161,276	27,182

(2) 失業保険	6,799	7,061	261
(3) 政府職員等失業手當	350	300	△ 50
17 地方財政平衛交付金	145,000	172,000	27,000
18 刑務所等收容及作業費	5,027	4,878	△ 149
19 徴税費	14,883	15,685	802
20 租税拂戻金	6,631	3,000	△ 3,631
21 國債費	31,312	45,015	13,702
22 食糧管理特別會計損失補填	11,460	—	△ 11,460
23 郵便貯金特別會計損失補填	1,647	3,151	1,504
24 輸入食糧價格調整補給金	38,000	32,000	△ 6,000
25 文官等恩給	9,330	10,583	1,252
26 豫備費	3,000	3,000	—
27 雜件	160,704	186,357	25,653
合 計	932,535	960,561	28,025

付 表 (一)

昭和28年度租税及び印紙收入見込額 (單位百万圓)

税 目	現行法による 収入見込額	改正案による 収入見込額	改正による 増減 △ 収額	對前年比較 増減 △
所得税 { 源 泉 申 告 計	245,337	174,987	△ 70,350	△ 1,158
	98,737	75,987	△ 22,750	△ 7,962
	344,074	250,974	△ 93,100	△ 9,120
法人税	189,626	176,726	△ 12,900	△ 11,265
相續税	3,180	2,137	△ 1,043	109
富裕税	2,713	832	△ 1,881	△ 287
再評價税	11,287	12,787	1,500	2,214
酒税	146,061	146,221	160	8,292
砂糖消費税	28,769	34,325	5,556	15,181
揮發油税	15,831	15,831	—	2,239
物品税	23,943	21,943	△ 2,000	2,179
取引所税	199	199	—	34
有價証券取引税	—	2,750	2,750	2,750
通行税	2,341	2,341	—	674
關稅	24,000	24,000	—	6,921
屯稅	250	250	—	106
印紙收入 { 收入 印紙 現金 收入 計	16,243	16,243	—	2,621
	490	490	—	75
	16,733	16,733	—	2,696
合 計	809,007	708,049	△ 100,958	22,723

(現行法による収入見込額とは、第15國會における税法改正をしない場合)

(単位 億円) カッコ内は27年度

區 分	財政資金 需 要	一般會計	資金運用部	簡保資金	投資見返 資金分	合 計 國 債 分	公 社 募 債
開 銀	600 (670)	(130)	90	—	250 (540)	260	—
農 林	230 (205)	130 (65)	130 (110)	—	(30)	—	—
國 民	80 (100)	30 (60)	50 (40)	—	—	—	—
住 宅	180 (200)	60 (80)	120 (120)	—	—	—	—
中 小 金 融	85 (20)	35 (20)	50	—	—	—	—
輸 銀	40 (70)	(40)	—	—	(30)	40	—
電 源	200 (60)	—	50 (60)	—	150	—	—
國 鐵	230 (130)	—	110 (130)	—	—	—	120
電 電	160 (135)	20	40 (135)	—	—	—	100
地 方 債	870 (770)	—	685 (770)	185	—	—	—
金 融 債	300 (360)	—	300 (360)	—	—	—	—
特 定 道 路	25 (22)	25	0 (22)	—	—	—	—
郵 政	5 (10)	—	5 (10)	—	—	—	—
勤 勞 者 厚 生	25 (10)	—	25 (10)	—	—	—	—
帝 都 高 速 度	15 (10)	—	15 (10)	—	—	—	—
そ の 他	10 (27)	10 (27)	—	—	—	—	—
合 計	3,055(2,799)	280 (422)	1,670(1,777)	185	(0)400 (600)	300 (0)	220 (0)
對 前 年 度 増 減 △	256	△ 142	△ 107	185	△ 200	300	220

- 註 1. 一般會計億280圓のうち電電20億は雜件に、特定道路25億圓は公共事業道路費中に計上されるので、豫算案にはこれを差引いた235億圓が計上されている。
2. 簡保資金引受の地方債は農林、建設及び運輸省關係の公共事業債に限ることとする。
3. 電電公社の公募公社債中には、加入者並びに専用線利用者引受分48億圓を含まない。
4. 地方債については他に公募分110億圓がある。
5. 一般會計その他10億圓は國際航空出資である。
6. 電源の見返資金分150億圓は出資とする。

二十八年度地方財政計畫決る

自治廳は28年度豫算案に關する28年度地方財政計畫を確定した。これによると歳出總額は8千4百17億6千5百萬圓で二27年度に比べ約1千14億圓の増となつており、空前の大きさを示している。試みに24年度以降の歳出を見ると

24年度	3,914億圓
25年度	5,229億圓
26年度	6,682億圓
27年度	7,403億圓
28年度	8,417億圓

となり24年度に比べると2倍以上の膨張となつている。

昭和28年度地方財政計畫 (單位百萬圓, △は減)

A 歳 出

區 分	總 額	總 額 の う ち		
		道	府 縣	市 町 村
1 既 定 財 政 規 模	740,302	419,242		321,060
2 昭 和 28 年 度 新 規 財 政 需 要 額	100,045	57,881		42,164
(1) 給 與 改 訂 に 伴 う 給 與 關 係 費 の 増	33,211	22,987		10,224
(2) 行 政 整 理 に 伴 う 不 要 額	△ 1,849	△ 907		△ 942
(3) 教 育 委 員 會 設 置 に 要 す る 經 費	1,413	—		1,413
(4) 自 治 體 警 察 廢 止 に よ る 不 要 額	△ 233	—		△ 233
(5) 人 口 等 の 増 加 に 伴 う 經 費 の 自 然 増 加 額	4,294	2,686		1,608
(6) 恩 給 の 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 施 行 に 要 す る 經 費	1,074	878		196
(7) 公 債 費 の 増	7,572	4,584		2,988
(8) 國 の 行 政 施 策 に 伴 う 増	2,999	1,585		1,414
(f) 法 令 の 改 廢 に 伴 う 負 擔 減	△ 1,083	△ 717		△ 366
(g) 補 助 負 擔 金 増 加 に 伴 う 増 減	4,082	2,302		1,780
(a) 普 通 補 助 金	2,238	1,269		969
(b) 兒 童 保 護 費	1,844	1,033		811
(9) 臨 時 事 業 費 の 増	51,564	26,068		25,496
(f) 公 共 事 業 費	34,817	23,581		11,236
一 般	38,242	25,931		12,311
災 害	△ 3,425	△ 2,350		△ 1,075
(g) 失 業 對 策 事 業 費	1,650	808		842
(h) 單 獨 事 業 費	15,097	1,679		13,418
3 國 庫 負 擔 制 度 擴 張 等 に よ る 超 過 財 源 増 加 額	1,418	1,133		2,551
歳 出 合 計	841,765	475,990		365,775

B 歳 入

區 分	昭 和 27 年 度 計 畫 額	昭 和 28 年 度 増 減 額	昭 和 28 年 度 總 額	左 の 總 額 の う ち		
				道	府 縣	市 町 村
1. 地 方 稅	293,460	15,196	308,656	127,669		180,987
2. 地 方 財 政 平 衡 交 付 金 (業 務 教 育 費 國 庫 負 擔 金)	145,000	27,000	172,000	124,244		47,756
	—	—	(92,000)	(90,100)		(1,900)
3. 國 庫 支 出 金	157,176	23,128	180,304	122,513		57,791
(1) 普 通 補 助 負 擔 金	46,317	△ 1,224	45,093	28,967		16,126
(2) 兒 童 保 護 費	—	4,358	4,358	2,441		1,917
(3) 公 共 事 業 費	102,859	18,494	121,353	86,455		34,898
一 般	52,688	17,427	70,115	50,322		19,793
災 害	50,171	1,067	51,238	36,133		15,105
(4) 失 業 對 策 事 業 費 負 擔 金	8,000	1,500	9,500	4,650		4,850
4. 地 方 費 (交 付 公 債)	62,500	28,700	91,200	63,200		28,000
	—	—	(9,700)	(9,200)		(500)
5. 雜 收 入	82,166	7,439	89,605	38,364		51,241
(1) 使 用 料 及 び 手 數 料	24,483	5,235	29,718	17,941		11,777
(2) 雜 入	57,683	2,204	59,887	20,423		39,464
歳 入 合 計	740,302	101,463	841,765	475,990		365,775

地 方 債 計 畫

(單位億圓)

				27 年 度	28 年 度	比 較
普	通	會	計	625	912	287
	資	運	資	575	705	130
	公	募	資	50	110	60
	交	付	公	—	97	97
企	業	會	計	175	235	60
	資	運	資	145	165	20
	公	募	資	30	70	40
總			括	800	1,147	347
	資	運	資	720	870	150
	公	募	資	80	180	100
	交	付	公	—	97	97

二十八年度北海道開發費について

昨秋來強力に折衝を続けていた28年度北海道開發費は1月20日政府豫算の閣議決定に伴いつぎのように發表された。

昭和28年度北海道開發公共事業費一覽

(單位千圓)

項 目	昭和28年度豫算額			昭和27年度 豫算額	比較増減 △は減
	直轄(國)	補助(道)	計		
河 川	1,790,273	418,600	2,208,873	1,867,900	340,973
幾 春 別	750,000	—	750,000	500,000	250,000
砂 防	—	54,400	54,400	40,200	14,200
山 林	—	677,105	677,105	545,157	131,948
食 糧 増 産	2,692,922	196,006	4,888,928	3,580,678	1,308,250
土 地 改 良	1,124,132	1,046,357	2,170,489	1,582,975	587,514
開 拓	1,503,790	1,139,649	2,643,439	1,946,248	697,191
機 械 産 産	65,000	10,000	75,000	51,455	23,545
水 道 産 産	339,663	396,390	736,053	541,258	194,795
道 路	2,832,694	565,506	3,398,200	2,093,641	1,304,559
港 灣	654,345	—	654,345	510,500	143,845
都 市 計 畫	—	72,550	72,550	38,400	34,150
建 設 機 械	310,683	100,000	410,683	447,753	△ 37,070
公 共 事 業 計	9,370,580	4,480,557	13,851,137	10,165,487	3,685,650
水 道	—	44,000	44,000	44,000	—
住 宅	—	812,922	812,922	286,762	526,160
小 計	—	856,922	856,922	330,762	526,160
合 計	9,370,580	5,337,479	14,708,059	10,496,249	4,211,810

新立法についての動き

公職選挙法の改正意見

自治廳から衆参兩院に提案された「公職選挙法改正に關する意見」の内容次のとおり。

一、選挙執行の経験にかんがみ改正を要望する事項

- 1 都道府県の選挙管理委員会は、とくに必要があると認めるときは、町村の区域を分けて数開票區を設けることができるものとする。(一八二、三)
- 2 参議院全国選出議員の選挙における補充選挙人名簿の調製等に關する期日および期間等は、都道府県の選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示するものとする(一七三)
- 3 市町村の新設にともなう選挙または増員選挙に關する規定を整備すること。(三四)
- 4 第六十八條第二項および第三項を削除すること。(六八)
- 5 同一氏名等の候補者に對する投票を按分する場合において、一票未滿の端數は切り捨てないものとする(六八の二)
- 6 参議院全国選出議員選挙の繰延選挙會の期日の決定は、中央選挙管理會が行うものとする(八四)
- 7 立候補辞退の届出の期限を選挙の期日までとすること。(八六七)
- 8 何人も同時に二以上の選挙の候補者となることはできないものとする(八七)
- 9 立候補することのできない公務員が立候補したときは、立候補の届出と同時にその公職を退職したものとする(九〇)
- 10 法定得票數を得たもので當選人とならなかつたものを繰上補充のできる期間を、一カ年に延長するものとする(九七、二、一一二)
- 11 兼職禁止の職にある者は、當選の告示があつたときは、直ちにその職を失うものとする(一〇三)
- 12 二以上の選挙が近接して行われる場合において、一の選挙の投票當日その投票所から三町以内の區域においては、他の選挙の選挙運動のための演説および連呼を行うことを禁止するものとする(一一九)
- 13 参議院全国選出議員の選挙における選挙事務所を表示するために表示板を交付し選挙事務所にこれを掲示しなければならないものとする(一三〇)
- 14 参議院全国選出議員選挙における選挙事務所の開票命令は、中央選挙管理會のみならず關係都道府県の選挙管理委員会も出すことができるものとする(一三四)
- 15 主として選挙運動のために使用される自動車、擴聲機または船舶に對する證明書交付の制度を廢止すること。(一四一、二、三)
- 16 第四百三條第一項第一號から第四號までのポスター、立札、ちようちん、看板に關する扱いを合理的ならしめるように規定を整備すること。
- 17 選挙運動用ポスターを他人の工作物に掲示しようとする場合は、まず、居住者の承諾を得なければならないものとし、居住者のない場合は管理者、管理者のない場合には所有者の承諾を得なければならないものとする(一四五、二)
- 18 公營の新聞廣告を掲載した新聞紙を掲示することもできるものとする(一九二、四)
- 19 候補者が個人演説會を開催するために使用することのできる施設に公民館を加えること。(一六一)
- 20 個人演説會の回数制限を撤廢し、個人演説會告知用ポスターの制度を廢止すること。(一六四の二)
- 21 立會演説會および街頭演説においても録音盤を使用することができる趣旨を明確にするために、第六十四條の四を削除すること。(一六四の四)
- 22 街頭演説について證明書を交付する制度を廢止すること。(一六四の五、二)
- 23 町村の選挙については、連呼および街頭演説における運動員の數の制限を撤廢し腕章着用制度を廢止すること。(一六四の八)
- 24 立會演説會開催の當日における他の演説の禁止を、立會演説會開催時間中およびその後約二時間に改め、連呼についても同様の禁止をするものとする(一六五)
- 25 特定の建物および施設においては、演説のみではなく連呼も禁止するものとする(一六六)
- 26 燃料および用紙のあつせん等に關する規定を削除すること。(一七七)
- 27 第八十五條(會計帳簿の備付および記載)、第八十六條(明細書の提出)、第八十八條(領收書等の徴收および送付)、第八十九條(選挙運動に關する収入および

び支出の報告書の提出)、第九十條(出納責任者の事務引継)および第九十一條(帳簿および書類の保存)の規定中の「出納責任者」には「出納責任者の職務を代行する者」を含んでいることを明白ならしめるよう規定を整備すること。

28 會計帳簿の備付時期および事項記入の時期を定めるものとする。(一九五)

29 選挙運動に關する支出金額の算定の基準額を法定するものとする。(一九四)

30 法第九十七條第一項第二號に「ただし、第九十七條第一項の適用についてはこの限りでない」旨の但書を加えること。(一九七、二)

31 選挙運動用船舶を使用するために要した支出も選挙運動に關する支出でないものとみなすものとする。(一九七、一)

32 第九十八條第三項に規定する新聞紙、雜誌以外の新聞紙、雜誌も棄權防止、公明選挙、選挙期日および投票所等に關する報道評論をすることはさしつかえないものとする。(二三五の二)

33 出納責任者の職務を代行する者についても處罰できる旨を明白ならしめるとともに、その職務代行者の違反行為が出納責任者または出納責任者であつた者の責に歸すべき事由に因るものであるときは、當該出納責任者等も處罰し得るよう規定を整備すること。

34 不在者投票において、その投票を記載すべき者は、第四十八條第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして罰則を適用するものとする。(二五五)

二、選挙の公明化を推進するために改正を要望する事項

1 第九十八條(選挙運動に關する支出金額の制限額超過による當選無効)の但書を削ること。(一九八)

2 總括主宰者のみならず、出納責任者が買収等の罪を犯し刑に處せられたときは、當選人の當選を無効とするものとする。(二五一)

3 第二百五十一條(當選人、總括主宰者、出納責任者の犯罪による當選無効)第一項および第二項の但書を削ること。(二五一、二)

4 出納責任者および出納責任者であつた者が第二百四十六條(選挙運動に關する收入および支出の規定違反)第二百四十七條(報告書提出義務違反)の罪を犯し刑に處せられた場合も當選人の當選を無効とするように改めること。(二五二)

5 第十六章に掲げる罪(第二百四十五條等の罪を除く)を犯し刑に處せられた者は一定期間被選挙権を停止するものとし、情狀によりその期間の短縮のみはできるものとする。(二五二)

これにともない第十一條の規定を整備するものとする。(二一)

6 被選挙権を停止された者は、その期間中選挙運動をすることができないものとする。(二五二)

7 罪の時効はすべて一年とし、犯人が逃亡したときは二年とするものとする。(二五三)

町村合併促進法案要綱

自治廳では、町村の規模を適正化して地方自治の基盤を強化するため町村合併の積極的な促進を圖る法的措置について検討中であつたが、この程つぎのような最終的成案を得た。

この法案は、町村合併について強行手段をとることをさけ、合併しようとする町村には行政上、財政上種々の便宜と特例とを與え、合併機運を醸成して間接に町村合併を促進しようとするものである。

一、目的

地方自治の基盤を強化し、地方行政の合理的な運営を保證するために町村の規模を適正化することが緊要であるにかんがみ、町村合併を積極的に促進する措置を講ずることを目的とする。

町村合併促進法案要綱

二、町村合併の最低の基準となるべき町村の規模

(一) 將來の町村の規模は、大體、面積三〇平方キロメートル程度、人口八千程度を最低の基準とし、これに達しない町村は他の町村に協力を求めてその規模の適正化をはかるよう努めなければならぬものとする。

(二) 都道府縣知事は、地方自治法第八條の二の規定により市町村の規模の適正化に關する計畫を定めようとするときは、町村の規模については前項の基準に則らなければならぬものとする。

三、町村合併整備計畫の策定

(一) 町村は、その規模の適正化をはかるため他の町村と協議して合併しようとするときは、合併にともなう町村の整備計畫(以下「合併町村整備計畫」という)を策定して、都道府縣知事および内閣總理大臣に提出するものとする。

(二) 合併町村整備計畫は、町村の合併にともない實現を必要とする願書、學校等の施設の統合整備、道路、橋りょう等の整備、基本財産の造成その他の事項につき作成するものとする。

四、町村合併促進に関する特例的措置

(一) 内閣総理大臣は、合併町村整備計畫を受理したときは、直ちにこれを關係各省大臣に通知するものとする。

(二) 國は、合併町村に對しその整備計畫の實施を促進するため、豫算の範圍内において、左の事項について優先的に措置を講じなければならぬものとする。

(1) 各種補助金、交付金、負擔金等の交付

(2) 地方債の許可

(3) 國の行う事業の實施

(4) 郵便の集配區域、電話の通話區域の變更、國の行政機關の管轄區域の變更等町村の區域の變更にともない必要な措置

(5) その他國有財産の拂下げ等關係各省大臣において行う處分

(三) 國は、前項にかかげる事項で合併町村が合併のためにかえつて不利益をうけるようなものについては、合併後五年に限り、當該合併が行われなかつたものとして、措置しなければならぬものとする。

(四) 都道府縣または都道府縣知事は、前各項の例に準じて、合併町村に對しその整備計畫の實現を促進するため必要な措置を講じなければならぬものとする。

(五) 國は、毎年度豫算の範圍内において合併町村およびその促進に必要な經費を補助することができるものとする。

五、町村合併促進に関する法令上の特例的措置

(一) 地方財政平衡交付金法の規定にかかわらず、合併町村に對しては、合併後五年間に限り、合併が行われなかつたものとして、地方財政平衡交付金の額の算定を行うものとする。

(二) 地方財政法の規定にかかわらず、合併町村は、役場廳舎の建設その他合併町村整備計畫を實施するため必要な事業の財源として、地方債を起すことができるものとする。

(三) 國有財産法、國有林野法および國有林野整備臨時措置法の規定にかかわらず、合併町村は、合併整備計畫を實施するために必要な國有財産の讓與をうけることができるものとする。

(四) 地方自治法および農業委員會法の規定にかかわらず、合併町村の議會の議員の定數、關係町村の職員的身分取扱等に關し特例を設けるものとする。

六、各種團體等の整備

町村の區域を單位とする各種團體等は合併にともない速かに改組するようにするものとする。

七、この法律の適用範圍

(一) この法律は、人口五萬未満の市への編入または町村の合併による市の設置に關しても準用するものとする。

(二) この法律は、この法律施行前五年間において行われた市町村の合併についても準用するものとする。

付加價値税一年延期

地方税法改正案

自治廳當初の構想であつた、附加價値税廢止、その特徴を取り入れた事業税及び特別所得税の改正は、結局

附加價値税の實施一年延期、事業税、特別所得税の基礎控除額の引上、これによる減收を補うため、自動車税、鑛區稅、入場税、遊興飲食税の引上、市町村民税の課税方式の調整等に落着く模様。

付記

高級旅館の遊興飲食税及び鑛區稅の稅率は現行どおりとすることに二月十日の閣議で決定された。

獨禁法改正公取委案決る

公正取引委員會は、先般來問題となつてきた獨禁法（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）の改正案要綱を正式に決定、發表した。その要點は

① 不況に對處するためや合理化の遂行及び貿易の振興上必要がある場合には、カル

テルを認める。

- ② 株式保有役員兼任などに關する制限を緩和する。
- ③ 不公正な取引方法の規制を整備し、明示主義をとる。
- ④ 事業者團體法を廢止して必要な事項を獨禁法に包含するの四點になつてゐる。

改正案要綱の要旨

一、事業會社の株式保有の制限

(一) 現行の規定では①競争會社の場合②二社の競争を削減する場合には事業會社の社債、株式の保有は禁止されていたが、改正案では社債の保有に關する制限を削るとともに、株式保有の制限を、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合と、例えば強制的に株式を保有するような不公平な取引方法による場合に限定する。

(二) 株式を保有した場合公取委に届出をする義務のある届出義務者の範圍を従来の「總資産五百萬圓以上の會社」から「總資産一億圓以上の會社」に改め届出期日を毎決算期後二カ月以内とする。總資産一億圓未満の會社では、競争會社の株式を一割以上保有することになるときに、その都度届出ることとする。

二、金融會社の株式保有の制限

持株限度を相手方の會社の株式の五%から一〇%に引上げ、限度以上の株式保有については認可制をとる。

三、會社以外の個人組合などの株式保有の制限

(一) 従来はお互に競争關係にある二社の株式を個人か組合は持つてはいけなかつたが、これを會社の株式保有の制限と同様に緩和する。

(二) この場合、株式保有額が何れか一方の會社の株式の一〇%以上になつたときと會社の役員が同種の會社の株式を所有するときには、公取委に届出なければならぬ。

四、役員兼任の制限

現行では競争會社の役員は絶対できないことになつてゐるが、これを一定の取引分野の競争を實質的に制限することになる場合と、不公正な取引方法による場合に限定する。届出を必要とする場合も「總資産五百萬圓以上の會社の役員兼任」から「一億圓以上の會社の役員兼任」の場合とし、緩和する。

五、不公正な取引方法

(一) 「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」と名稱を改め、従来は公取委が條文に例示されてゐる不公正取引方法以外でも隨時指定できたのを、従来の例示のほかに①取引上の優越した地位の濫用②虚偽的な方法による取引③競争會社を支配または排除する目的とする不公正な方法による株式の取得、役員を選任、合併または營業の譲渡を追加し、これ以外は不公正取引方法と認めない。この例示に該當する具體的な取引方法を明示することにする。

(二) この制限の實効を期するために事業者の自主的な協力機關である公正取引協議會に關する規定を設ける。

六、再販賣價格維持契約

例えば出版業者や化粧品會社などが一定の小賣定價を維持することを契約させて卸賣する場合で、従来は禁止されていたが、改正案では出版物のほか、化粧品などのように廣く知られた名稱、品質が標準化され、しかも商號または商標をもつ商品で①その商品が他の同一種類の商品と自由な競争關係にある時②告示で指定した日用品③最終消費者價格と品質が表示されていることの條件になつてゐるものには獨禁法の適用除外を認めることにした。ただし消費者の利益を著しく害する時は除外され、また再販賣價格維持制度を實施しようとする時は公取委に届出なくてはならない。

七、カルテル行爲の容認

不況に對處するため必要な場合と合理化のために特に必要な場合に、次の通り生産部門に屬する事業者に、公取委の認可を受けて、カルテルを結成することを認めた。しかしその認め方は、商業部門は競争が本来その生命だという見地から全然カルテル結成を認められず、また生産部門でも價格協定を認められる場合は非常に極限されてゐる。

① 不況カルテル 生産部門に屬する事業者は自己の生産品の需給のツリ合がひどく破れたため、市場價格が生産費を割り、または同業者が共倒れのおそれが出て來た場合に、共同して生産數量、販賣數量または設備の新設・擴張を制限する共同行爲(ただし設備の更新または改良を妨げるものを除く)を行う必要があるときは、公取委に對して、このような事態が生じてゐることを立證して共同行爲の認可申請をすることが出来る。またこの場合、自然的もしくは技術的理由で、生産または供給數量を制限することが非常に困難な場合は事業者はこ

の事情を立證して、價格協定の認可申請をすることができる。

- ② 合理化カルテル生産部門に屬する事業者は、技術の向上、品質の改善、規格の改良、生産費の引下げ、能率の増進その他企業合理化を非常に促進するため、共同行爲を行う必要があるときは、公取委に對し、そのむねを立證して、共同行爲の認可申請をすることができる。公取委はこの申請があつた場合、その共同行爲が生産、價格、販賣その他の事業活動の重要な競争機能を拘束するおそれがないと認めるときは、これを認可することができる。ただしこの申請の内容が、自然的もしくは技術的理由によつてその生産または供給を増加することが非常に困難な副産物、クズもしくは廢物（例えばスクラップ）の利用または購入に關する場合は、公取委は價格協定でも認可することができる。

- ③ 公取委はこれらの認可に際して、共同行爲の内容、期間および報告徴収などにつき制限または條件をつけることができる。

- ④ これらの共同行爲を行う事業者は次の行爲をしてはならない。
 - (イ) 共同行爲の内容を不當に差別的にすること。
 - (ロ) 共同行爲への参加または脱退を不當に制限すること。
 - (ハ) 共同行爲に参加することを他の事業者に對し直接または間接に強制すること。

- (ニ) 共同行爲に参加しない事業者の事業活動を不當に妨害すること（いわゆるアウトサイダーへの強制禁止）

- ⑤ 認可の取消または變更命令は公取委は次の場合には、共同行爲の内容の變更を命じ、または認可を取消することができる。

- (イ) 認可が虚偽の報告その他不正な方法で得られたとき。
- (ロ) 認可の基礎となつた事實が消滅し、または變更したとき。
- (ハ) 不正な取引方法を用いたとき。

- (ニ) ③の制限または條件を守らないとき。
- (ホ) 消費者または關連事業者の利益を非常に害するおそれあるとき。

- (ヘ) ④の禁止行爲を行つたとき。

- (ト) 合理化カルテルの場合には生産、價格、販賣その他重要な事業活動の競争を拘束するおそれあるとき。

- ⑥ 公取委はこれらの認可または認可の取消もしくは變更の命令をしようとするときは、あらかじめ主務大臣の意見をきき、これを尊重しなければならない。

- ⑦ 不服の申立に利害關係人は公取委の認可した共同行爲に不服または異議のある場合は書面をもつて公取委に必要な救済措置を申し出ることができる。この申立あつた場合は公取委は、公聽會その他の方法により、變更または取消の可否について再審査しなければならない。

八、他の法律の改正

なお公取委はこの改正にともない輸出取引法および特定中小企業安定に關する臨時措置法の兩關連法を、次の方針で改正するよう通産省に要望している。

- ① 輸出取引法に第三國の販賣獨占などに對して國內の貿易業者が協定を結べるよう改め（貿易カルテルの問題）また輸入取引に關しても協定を行ひ得る場合を認める。

- ② 特定中小企業安定法に獨禁法の改正によるカルテル行爲緩和の線に沿ひ、中小企業一般の安定法に改める。

これに對し、通産省案として傳えられる主要な點は次のとおり。

- 一、不況切抜けと合理化のためにカルテルを認める場合。

一般産業のカルテルは届出制として、その際當該産業の主務大臣と公取委が届出後三日以内に變更ないし差止めなど異論のないときは自然的にカルテルは効力を發生する。重要産業については、主務大臣の認可とする。重要産業の範圍は政令で定める。

二、不況の定義

不況と認定されるのは、次の四條件が揃つたときをいう。

- ① 當該生産品の需給が均衡を失つたとき。
- ② 生産コスト制れが必至とみられるとき。
- ③ 企業合理化で不況克服できないとき。
- ④ 不況のため關連産業の存立に對して悪影響があるとき。

三、カルテル認可權

認可は當該産業の主管大臣が行ひ公取委の同意を得ることとする。

四、アウトサイダー

アウトサイダーに對する調整は重要産業安定法で別途考慮する。

有畜農家創設資金特別措置法案

無畜農家の解消をはかるため「有畜農家創設資金特別融通法案」の提出が豫定されているが、この法案は十カ年計畫で政府資金の融通により有畜農家を創設し、農業經營の合理化を推進しようとするもので、傳えられる法案の骨子はつぎのとおり。

一、政府は有畜農家創設のため、農家が新たに家畜（乳牛、役肉用牛、馬、めん羊）を購入するために必要な資金を貸付ける。

一、貸付金の利率は年六分とする。

一、償還期限は五年、据置期間一年とする。

重要農産物價安定制度要綱

この要綱による買上品目はさし當り、菜種及びデンプンであるが、昨年末に甜菜糖振興法、飼料需給安定法が別に成立しているので買上品目は前記菜種、デンプンの外に甜菜糖、飼料となる。

重要農産物價安定制度要綱

一、この制度により買入賣渡および賣もどしを行うものは菜種、サツマ芋、澱粉、馬鈴薯澱粉とする。

一、農林大臣は原料農産物出回り時期までに品目ごとの買入價格、加工品については價格決定の基礎となつた原料農産物の價格および買入の方法を定め、これを公表する。農産物の買入價格は基準年度における價格と農業パリティ指數および需給事情の變化係數より算定した類を基準としその他經濟事情を参考に決める。

一、國は農産物の生産者の申込みにより前項の條件に従つて買入れを行うが、經濟事情が大きく變化してこの制度の目的を達成することができなるときは、審議會に諮つて買入價格を改訂することができる。

一、買入れた農産物はその需給および市場價格の狀況を考え、競争または隨意契約により賣渡す。

一、農産物等の安定に關し必要な事項を調査審議するため、農産物等價格安定審議會を置く。

一、この制度を實施するため農産物等價格安定法を制定し、その經理は食糧管理特別會計で行う。

日傭労働者健康保險法案

日傭労働者に健康保險を適用して醫療保障をすべしという要望は、近年とみに強くなり、厚生省においても保險技術上及び財政上の見地から研究を進めていたのであるが、このほど單獨法として日傭労働者だけを對象とした健康保險制度を創設することになつた。その内容の要點は

① 適用範圍は健康保險法の適用ある事業所に雇用されている日傭労働者及び失業對策事業や公共事業に雇用されている日傭労働者とする。

② 給付は醫療給付のみを行い、本人及び家族（家族の場合は半額自己負擔）に對して行うこと、給付の期間は三カ月とすること。

③ 保險料は本人の受取る賃金の類によるが、平均して十六圓とし、それを本人と事業主が折半して負擔すること。

④ 保險料の納付はスタンプ・システムにより事業主が行うこと。

⑤ 給付を受ける資格要件は事故發生前二カ月間通算して二十八圓以上の保險料を納付したものであること。

補正豫算分を含めた平衡交付金本決定

補正豫算分を含む二十七年の普通平衡交付金のうち、道府縣分及び市鎮などの大都市分は次のように配分決定（本決定）した。

昭和27年度地方財政平衡交付金中普通交付金決定に関する調 (單位千圓)

都 道 府 縣 分				都 道 府 縣 分				都 道 府 縣 分																																																																																																							
北 海 道	6,795,686	長 野 県	3,401,724	高 知 県	1,625,025	青 森 県	2,367,682	岐 阜 県	2,100,273	福 岡 県	2,064,255	岩 手 県	2,692,281	靜 岡 県	1,994,725	佐 賀 県	1,437,026	宮 城 県	2,657,569	愛 知 県	713,447	長 崎 県	1,794,571	秋 田 県	2,503,794	三 重 県	1,772,999	熊 本 県	2,494,173	山 形 県	2,487,222	滋 賀 県	1,322,985	大 分 県	2,005,785	山 梨 県	3,570,675	京 都 府	638,651	宮 崎 県	1,682,279	福 島 県	3,570,675	大 阪 府	—	鹿 兒 島 県	2,935,520	茨 城 県	2,992,429	兵 庫 県	1,170,507	道 府 縣 合 計	92,062,233	栃 木 県	2,173,787	和 歌 山 県	1,190,602	大 都 市 分		東 京 府	—	群 馬 県	2,288,012	和 歌 山 県	1,531,346	東 横 濱 市	223,455	千 葉 県	2,785,804	鳥 取 県	1,227,275	名 古 屋 市	202,099	神 奈 川 県	321,746	島 根 県	1,765,454	京 都 府	735,781	新 潟 県	3,382,767	山 口 県	2,301,638	大 阪 府	—	富 山 県	1,311,641	徳 島 県	1,876,799	神 戸 市	25,319	石 川 県	1,336,995	香 川 県	1,671,235	大 都 市 合 計	1,186,654	福 山 県	1,378,517	愛 媛 県	2,235,688	福 岡 県	2,064,255	山 梨 県	1,602,719	愛 媛 県	2,235,688	山 梨 県	1,602,719	山 梨 県	1,602,719

地方職員の實數調

自治廳が定期報告でまとめた、地方職員の實數は一般職員六十三萬四千八百三十二名、教育職員五十九萬七千九百十三名、警察職員九萬三千八百八十九名消防職員三萬七十四名全國集計は百三十五萬七千四十八名となる。内譯つぎのとおり。

四十二頁終



八大道府縣局部設置狀況一覽表

○東京都

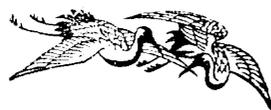
都民室(四部二課) 外務室(二部六課) 總務局(一室七部二課)
 財務局(四部一八課) 主稅局(四部一室一〇課) 民生局(六部一八課)
 衛生局(五部一九課) 勞働局(五部二課) 經濟局(五部二課)
 建設局(六部一八課) 建築局(四部一八課) 港灣局(三部一室九課)
 出納長室(四課)
 計 十局(四九部 三室 一六五課)
 三室(六部 一二課)

○道府縣

局 部 名	北海道	川 神 縣 奈	愛 知 縣	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 縣	福 岡 縣
知事室							○(三局二課)
知事公室		○(四課一室)	○(三)	○(五)			
知事直屬							
總務部	○(四)	○(六)	○(一〇)	○(七)	○(三)	○(九)	○(九)
民生部	○(五)	○(五)	○(四)	○(四)	○(六)	○(四)	○(四)
勞働部	○(五)	○(三)	○(四)	○(三)	○(四)	○(五)	○(三)
衛生部	○(五)	○(五)	○(六)	○(五)	○(六)	○(五)	○(六)
商工部	○(三)	○(三)	○(四)	○(三)	○(四)	○(四)	○(三)
經濟部				○(七)	○(四課一所)		
農務部	○(四)						
農政部							
農林部		○(五)	○(八)		○(六)		○(五)
林務部	○(三)						○(三)

計	農地林務部	農地開拓部	農地部	農水産部	水産部	土木部	建築部	出納局	出納事務局	出納長室	公營事業部	涉外事務局
計	○(六)		○(二)	○(三)	○(三)	○(五)	○(五)	○(三)	○(三)	○(二)	○(三)	
			○(二)	○(三)	○(三)	○(五)	○(五)	○(三)	○(三)	○(二)	○(三)	
			○(二)	○(三)	○(三)	○(五)	○(五)	○(三)	○(三)	○(二)	○(三)	
			○(二)	○(三)	○(三)	○(五)	○(五)	○(三)	○(三)	○(二)	○(三)	
			○(四)	○(四)	○(五)	○(五)	○(五)	○(四)	○(四)	○(二)	○(三)	
	○(四)			○(六)	○(六)	○(六)	○(六)	○(三)	○(二)			
			○(三)		○(三)	○(六)	○(六)	○(四)		○		

註 1 ○印は各道府縣の該當局部
 2 カッコ内は課の數



地方財政資料

この資料は、第八回全國議會職員研修會における自治廳地方財政審議會委員荻田保氏の講演の資料として配付されたものの中から選んだものである。

第一表 國庫地方財政累年比較

説明

- ① この表は國庫財政と地方財政の總體の比率、一般行政費についての比率稅收入の比率をみたものである。
- ② まず「歳出總額」で見ると、國庫財政に對する地方財政の割合は、昭和二十五年あたりから八二%となり終戦後の二三%に比べると地方財政の膨脹率は非常に強いように思われる。
- ③ しかし、昭和元年度から滿州事變のはじまる前年の昭和十一年度までは九二%から一二〇%で地方財政の方が國庫財政より多かつたことがわかる。
- ④ 昭和十二年度から終戦までは、軍事費が増加したため地方財政は極度

に壓迫され終戦前年の昭和十九年度は一九%の最低を示した。

- ⑤ 近時地方自治の擴充に伴つて、地方公共團體の事務は非常に増加している。その點から考へるとこのパーセンテージはもつと上つても然るべきものといえるのではなからうか。

第二表 地方歳入歳出項目別決算額

第三表 道府縣一般財源

説明

- ① この表では特に地方稅、地方財政平衡交付金(地方配付稅)が歳入總體からみて、どういふ地位を占めて來たかがよくわかる。即ち、地方稅の歳入中に占める地位は昭和二十二年度二〇%、二十三年度二三%、二十四年度三四%で、ここでシャウブ勸告の稅制改革が行われ、初年度の二十五年度は變りなく三四%、二十六年度は三九%、二十七年度は四一%に上つて來ている。

- ② 右のように總體的には上つてゐるが第三表をみると問題がある。昭和二十六年度一般財源(純粹に一般財源として自由に使えるものは地方稅と平衡交付金である)中に占める地方稅の割合は全國平均五九%で大體六割が稅收入(戦前は六三%、六八%)でこれだけみるとやや戦前に近すが、

- ③ 個々の府縣についてみれば大變で、まず東京、大阪は一〇〇%稅收入でまかない、平衡交付金の必要はない。五〇%を超えている所は、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、廣島、山口、愛媛、福岡ぐらいで他は平衡交付金の方が多い。しかも中には稅收入二六%(鹿兒島)というのもある。

- ④ 問題はここにある譯で二六%しかない稅收入は、どんなに細工してみても一躍六〇%や八〇%にはできないのではなく、結局平衡交付金に頼るより仕方がない。

- ⑤ そこへいくと東京、大阪あたりは一〇〇%以上にまだまだ弾力性があ

るといえよう。一方はぎりぎりまで全く動きはとれず、一方にはまだまだ餘裕があるという不均衡がわかるのである。

⑥ 次に税収入の一人當りをみると大阪の三、六八二圓、東京の三、四一〇圓に對し、全國平均は一、四四七圓で、この平均以上のところは極めて少い。茨城縣は僅かに四九七圓という數字である。

現行のような全國畫一的な税制では一人當りの金額の多いところは高い税をとつてゐるということにはならず、それだけ税源が豊富にあるということに留意しなければならない。

⑦ 従つてもつと税を多くとるようには言つても、東京、大阪は今の税制でも税が餘る（平衡交付金の計算上では）一般的に税を増やしても、東京、大阪にはさらに多く税が集り、足りないところはその割にいかないということになるのではなからうか。

第四表 道府縣別税収入一人當全國平均に對する割合

説明

① 先に述べた財源の問題で不合理があることは、第四表の一人當全國平均に對する割合をみるとさらにはつきりする。即ち全國平均を一〇〇とするとき、個人の場合、青森、山形の二八に對し、東京は二一九、大阪は二二五となり、入場税あたりは三〇〇にもなつてゐる。

② 次に酒、煙草税を府縣でとるとなつたような場合は、酒は鹿児島、三八に對し、東京の二二二、煙草は秋田の五五に對し、大阪の一七一となり、これまた東京、大阪は有利他は知れたものとなるのではなからうか。

第六表 地方債

説明

二十七年七四〇億圓（補正前）に對し、地方税は二、九二四億圓である。（地方債は戦前大體地方税と同程度認められていた）

昭和27年度道税収入状況調 (28. 1. 31 現在)

税目	調定額	収入額	収入未済額	収入歩合	
				27年度	前年同期
入場税	千圓 923,141	千圓 702,592	千圓 220,549	76.1	78.4
遊興飲食税	866,216	512,142	354,074	59.1	62.0
自動車税	104,797	77,767	27,030	74.2	72.7
鑛區税	195,837	74,569	121,268	38.5	40.1
漁業權税	5,985	1,203	4,782	20.1	55.4
狩獵者税	11,499	11,498	1	99.9	99.9
家畜税	74,183	55,999	18,184	75.4	81.3
事業税	4,537,256	2,939,289	1,597,967	64.7	61.5
特別所得税	86,914	64,375	22,539	64.7	74.3
舊法による税	167,803	23,871	143,932	14.2	21.0
計	6,973,631	4,463,305	2,510,326	64.0	62.0

第一表 國庫地方財政累年比較(公營企業を除く) (單位百万圓)

年 度	才 出 總 額			一 般 行 政 費			稅 收 入			備 考
	國庫財政 (A)	地方財政 (B)	(B) (A)%	國庫財政 (C)	地方財政 (D)	(D) (C)%	國庫(E)	地方(F)	(F) (E)%	
昭和元年	1,579	1,491	94	912	1,238	135	969	654	63	—
2	1,766	1,858	105	992	1,355	136	930	625	58	—
3	1,815	1,770	97	1,012	1,444	142	1,002	657	67	—
4	1,737	1,602	92	962	1,329	138	973	665	69	—
5	1,558	1,651	105	842	1,223	145	905	602	67	—
6	1,477	1,618	109	808	1,248	154	801	530	66	—
7	1,950	1,884	96	1,023	1,437	140	762	522	68	—
8	2,255	2,601	115	1,047	1,468	140	822	558	68	—
9	2,163	2,215	102	860	1,463	170	921	596	65	—
10	2,206	2,164	98	801	1,522	190	1,005	634	63	—
11	2,282	2,758	120	839	1,634	194	1,146	672	59	—
12	2,709	2,089	77	1,057	1,621	153	1,525	659	43	—
13	3,288	2,178	66	1,576	1,733	110	2,075	704	34	—
14	4,494	2,429	54	2,162	1,971	91	2,608	763	29	—
15	5,860	2,848	48	2,731	2,360	86	3,789	784	20	30
16	8,134	3,149	38	3,922	2,676	68	4,403	879	20	28
17	8,276	3,485	42	6,600	2,985	45	6,788	934	13	22
18	12,552	4,423	35	10,368	3,836	37	8,659	992	11	17
19	19,872	3,865	19	16,763	3,393	20	11,665	863	07	18
20	21,496	5,014	23	17,136	4,463	26	10,499	985	09	17
21	115,207	27,780	24	67,326	27,221	40	30,111	3,726	12	17
22	205,841	93,467	25	104,526	92,084	88	147,461	20,198	13	23
23	461,974	259,070	56	260,177	253,239	97	345,831	77,709	23	32
24	699,448	391,492	55	266,475	383,811	144	518,173	142,441	28	39
25	633,295	522,993	82	402,447	511,878	127	456,393	190,269	43	64
26	749,838	668,283	89	551,999	656,882	119	604,032	271,680	45	64
27	852,754	700,576	82	516,057	690,139	133	620,177	292,436	47	64

- (備考) (1) 才出總額の國庫財政欄(A)は一般會計の總計を, 地方財政欄(B)は公營企業會計以外の會計分(統計)計上した。
 (2) 一般行政費の國庫財政欄(C)は一般會計より軍事費(21年度以降は終戰處理費, 特殊財産處理費, 賠償施設費, 解除物件處理費, 防衛費, 國際費, 出資及び投資, 價額調査費を除く計費を計上した)
 (3) 行政費の地方財政欄(D)は總額より公債費を除いた經費を計上した。
 (4) 昭和27年度に於て國庫財政は當初豫算額, 地方財政は當初地方財政計畫額を計上した。
 (5) 國稅には, 印紙收入, 還付稅收入を含み, 地方稅には還付稅, 配布稅を含まない。

第二表 地方歳入出項目別決算額（公營企業を除く）（單位百萬圓）

費目	昭和22年度	千分比%	昭和23年度	千分比%	昭和24年度	千分比%	昭和25年度	千分比%	昭和26年度	千分比%	昭和27年度	千分比%
歳入												
地方税	20,198	202	77,709	281	142,441	347	190,269	340	271,680	392	292,436	417
地方配布税	19,363	194	49,884	174	67,731	161	108,527	201	119,885	173	125,000	178
地方財政平衡交付金	296	3	1,428	5	2,373	6	3,831	7	5,393	8		
分擔金及び負擔金												
使用料及び手数料	2,321	23	6,685	24	12,290	29	15,158	28	19,470	28	19,486	28
國庫支出金	32,350	323	88,779	322	113,117	272	127,132	230	138,571	200	150,376	215
繰越金	2,293	23	7,145	26	20,264	49	25,394	46	27,609	40		
寄附金	3,594	36	7,018	26	7,089	17	7,767	13	10,818	15		
雑収入	5,278	53	14,948	54	22,042	54	39,121	73	46,176	67	57,778	83
地方債	14,328	143	23,905	88	27,347	65	32,805	61	53,237	77	55,500	79
計	100,021	1000	277,501	1000	414,694	1000	550,004	1000	692,839	1000	700,576	1000
歳出												
議會費	518	06	2,022	7	3,605	9	5,412	10	7,368	11	115,422	165
廳（役場）費	15,835	169	38,280	144	59,271	145	73,932	139	94,964	142		
警察消防費	6,968	74	19,829	77	26,522	68	32,416	62	38,938	58	31,161	44
土木費	12,795	136	41,192	161	69,203	176	94,266	180	111,594	167	134,569	192
教育費	26,024	288	71,440	274	105,206	273	135,829	259	182,632	274	176,617	252
社會及び勞働施設費	9,912	98	22,906	89	35,612	92	55,078	103	69,703	104	70,725	101
保健衛生費	2,912	31	7,669	30	13,016	36	17,580	35	23,612	35	26,290	38
産業經濟費	10,005	107	30,458	119	45,321	116	59,885	113	81,974	123	85,046	121
統計調査費	300	3	1,208	5	1,921	5	2,050	4	1,144	2		
選挙費	336	4	1,903	7	1,101	3	3,317	6	2,633	4		
公債費	1,383	14	5,831	24	7,682	20	11,115	21	11,401	17	10,437	15
諸支出金	7,199	70	16,331	63	23,032	58	32,115	68	42,320	63	50,309	72
計	93,467	1000	259,070	1000	391,492	1000	522,993	1000	668,283	1000	700,576	1000
歳入歳出差引	6,554		18,431		23,202		27,011		24,556		0	

第三表 道府縣一般財源 (單位: 百萬圓)

都道府縣	昭和26年度						昭和24年度					比較		
	稅收入 (A)	平衡交金 付(B)	計 (C)	人口 (D)	一人當稅 負擔額 (A)(D) (E)	(A)(C) (F)	稅收入 (G)	配付稅 (H)	A助 補金 (I)	計 (J)	一人當稅 負擔額 (K)	(G)(J)	(A)(J)	(C)(J)
			千人	圓	%					圓	%	%	%	
北海道	5,799	5,856	11,656	4,296	1,350	49	3,329	1,944	1,648	6,921	774	48	174	168
青森	856	1,947	2,804	1,283	667	30	1,062	602	392	2,057	828	51	81	136
岩手	1,056	2,292	3,349	1,347	785	31	741	727	479	1,948	550	89	142	171
宮城	1,356	2,284	3,641	1,663	801	37	838	820	537	2,197	504	38	161	165
秋田	845	2,150	2,996	1,309	645	28	664	739	455	1,858	507	35	127	161
山形	807	2,173	2,981	1,357	595	27	784	710	496	1,991	578	39	102	149
福島	1,581	2,889	4,471	2,062	767	35	1,189	955	651	2,796	577	42	153	159
茨城	1,014	2,658	3,672	2,039	497	27	1,074	884	613	2,572	526	41	94	142
栃木	1,301	1,892	3,194	1,550	840	40	1,099	718	506	2,324	709	47	118	137
群馬	1,398	1,977	3,376	1,601	874	41	1,104	753	488	2,346	689	47	126	143
埼玉	1,840	2,283	4,124	2,146	858	44	1,325	817	663	2,806	617	47	138	146
千葉	1,446	2,433	3,879	2,139	676	37	1,242	885	731	2,859	580	43	116	135
東京	21,413	—	21,413	6,278	3,411	100	8,549	3,389	1,678	13,617	1361	62	250	157
神奈川	4,786	1,013	5,800	2,488	1,923	82	2,083	830	791	3,704	837	56	229	156
新潟	2,330	2,896	5,227	2,461	906	43	1,565	1,123	938	3,627	636	42	148	144
富山	1,606	975	2,581	1,009	1,592	62	803	549	379	1,733	796	46	199	148
石川	1,082	1,186	2,268	957	1,130	47	760	473	352	1,587	795	47	142	142
福井	997	1,135	2,133	752	1,326	46	592	473	301	1,366	787	43	168	156
山梨	609	1,404	2,014	811	751	30	454	488	450	1,394	560	32	134	144
長野	1,764	2,870	4,634	2,061	856	38	1,333	954	757	3,045	646	43	132	152
岐阜	1,956	1,625	3,682	1,545	1,267	54	962	664	464	2,091	623	46	203	171
靜岡	3,432	1,699	5,131	2,471	1,308	66	1,802	854	710	3,367	729	56	190	152
愛知	6,910	771	7,682	3,391	2,038	89	2,762	972	1,007	4,741	814	58	250	162
三重	2,038	1,406	3,445	1,461	1,395	59	1,015	664	529	2,208	695	45	200	155
滋賀	1,225	837	2,063	861	1,423	59	571	434	317	1,322	663	43	214	156
京都	3,479	839	4,318	1,833	1,898	80	1,766	548	695	3,011	963	58	196	143
大阪	14,220	—	14,202	3,857	3,682	100	4,118	757	1,133	6,010	1067	68	345	236
兵庫	7,104	1,310	8,414	3,310	2,146	84	3,164	957	1,157	5,280	956	59	224	159
奈良	726	1,171	1,898	764	950	38	529	415	283	1,228	692	43	137	154
和歌山	1,336	1,361	2,698	982	1,361	49	723	503	361	1,588	732	45	184	169
鳥取	393	1,183	1,577	600	656	24	389	415	249	1,054	649	36	101	149
島根	613	1,615	2,229	913	671	27	527	530	342	1,400	577	37	116	159
岡山	1,921	1,971	3,893	1,661	1,157	49	1,166	705	612	2,486	702	46	164	156
廣島	2,624	2,189	4,814	2,082	1,260	54	1,470	836	767	3,074	706	47	178	156
山口	2,001	1,759	3,760	1,541	1,298	53	1,072	654	567	2,294	695	46	186	163
德島	844	1,347	2,191	879	961	38	501	487	339	1,327	569	37	168	165
香川	899	1,285	2,184	946	951	41	566	475	438	1,480	598	38	158	147
愛媛	1,766	1,702	3,469	1,522	1,160	50	948	724	550	2,222	622	42	186	156
高松	711	1,428	2,139	874	814	33	509	512	321	1,342	582	37	139	159
福岡	5,528	2,062	7,590	3,530	1,566	72	3,282	949	1,163	3,395	929	60	168	140
佐賀	822	1,253	2,075	945	869	39	695	502	304	1,502	735	46	118	138
長門	1,493	1,761	3,261	1,646	907	45	1,192	678	540	2,411	724	49	125	135
熊本	1,325	2,235	3,561	1,828	724	37	1,149	801	550	2,501	628	45	115	142
鹿兒島	958	1,765	2,723	1,253	764	35	840	631	489	1,961	670	42	114	138
分岐	1,204	1,331	2,536	1,091	1,103	47	733	604	366	1,704	671	43	164	148
鹿兒島	1,009	2,821	3,830	1,804	559	26	895	944	691	2,531	496	35	112	151
合計	120,430	81,069	201,499	83,199	1,447	59	63,958	36,071	28,292	128,302	768	28	188	157

第四表 道府縣別稅收入一人當全國平均に對する割合

區	分	道	所得稅			事業稅		特別所得稅	入場稅	遊興飲食稅	固定資産稅	酒稅	煙草稅
			源泉	申告	計	法人	個人						
北青岩宮秋	海	道	111.7	119.2	114.5	75	114	69	85	84	118.8	140	103
			39.4	48.5	42.8	23	40	38	60	60	61.7	78	81
			50.6	44.9	48.4	47	37	31	39	34	63.9	89	66
			60.5	60.6	60.9	35	39	46	61	40	62.7	63	76
山福茨柄群		形島城木馬	43.4	45.3	43.3	36	27	31	37	27	75.1	59	55
			36.1	67.4	48.6	26	28	38	42	33	83.3	58	55
			47.0	63.7	53.2	39	39	46	27	62	67.5	76	75
			33.0	71.2	47.2	33	54	46	25	33	62.9	58	86
埼千東神新	奈	玉葉京川瀉	49.5	94.7	66.4	53	66	69	41	69	73.3	75	86
			39.7	71.3	51.4	48	62	69	38	57	73.3	69	89
			60.8	106.4	77.8	45	89	85	38	46	73.7	81	88
			52.1	125.5	79.4	34	86	100	43	56	66.9	79	94
富石福山長		山川井梨野	293.3	174.5	249.1	249	219	269	345	252	177.6	222	165
			214.6	127.7	182.3	179	134	162	126	193	155.5	147	129
			52.4	106.5	72.5	61	86	77	43	74	91.1	75	72
			73.3	109.5	86.7	131	74	69	65	94	131.5	71	77
岐靜愛三滋		阜岡知童賀	69.5	94.1	77.4	63	76	77	68	90	106.9	75	83
			53.2	78.4	62.5	62	54	62	46	51	98.8	68	82
			35.6	56.5	43.4	37	64	46	35	63	59.3	71	86
			43.0	63.1	50.5	60	48	62	39	65	88.4	79	73
京大兵奈和	歌	都阪庫良山	58.2	77.1	65.2	77	91	69	61	82	93.5	73	87
			65.1	99.8	78.0	103	110	77	64	124	89.4	88	102
			118.3	146.7	128.9	144	164	131	136	128	105.4	86	115
			70.3	103.7	82.7	100	75	62	45	75	89.1	69	90
鳥島岡廣山		取根山島口	61.2	97.6	74.7	72	74	62	32	66	88.7	71	89
			133.8	138.3	135.5	94	169	138	193	212	125.3	93	112
			228.4	172.8	207.7	315	225	200	292	233	184.9	150	171
			162.6	103.7	140.7	182	112	131	157	93	141.2	108	114
德香愛高福		島川媛知岡	65.9	78.9	70.7	39	98	77	35	56	72.8	61	103
			70.0	81.7	75.7	78	91	69	59	93	69.3	83	100
			30.4	69.0	44.7	30	63	38	33	50	81.3	94	74
			32.4	56.6	41.4	39	51	62	24	48	75.8	72	56
佐長熊大宮鹿	兒	賀崎本分崎島	55.9	82.2	65.7	67	66	62	48	48	80.1	62	91
			64.4	79.0	69.9	74	91	69	80	57	83.8	86	87
			107.9	98.3	104.3	109	82	69	78	69	100.9	109	100
			36.5	58.3	44.6	43	35	69	46	44	55.2	57	81
平	均		45.1	70.7	54.7	59	63	85	47	69	67.6	70	78
			54.3	66.0	58.6	71	75	69	45	47	67.1	91	73
			31.5	62.3	43.0	45	67	69	64	69	58.5	46	78
			157.8	108.6	139.5	136	120	115	118	126	111.7	153	112
均			49.9	103.9	70.0	43	65	77	31	80	75.3	71	81
			78.8	82.2	80.0	49	83	100	81	141	66.4	112	92
			44.8	76.1	56.3	46	62	69	49	56	62.6	75	81
			37.1	64.9	47.5	45	64	69	49	79	71.2	91	81
均			39.8	54.1	45.1	55	55	54	49	41	68.4	100	80
			25.2	38.6	30.1	25	40	46	41	38	52.9	38	69
平	均		100.0	100.0	100.0	100	100	100	100	100.0	100	100	

備考 人口一人當稅額の全國平均を100とした場合の指數である。

第五表 地方財政平衡交付金交付状況

(単位百万円)

區分	年度	普通交付金不交付団体数	普通特別不交付団体数	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付金額	特別交付金額	交付金額
都道府県	25	2	1	112,937	47,233	65,650	5,325	70,976
	26	2	2	147,500	76,975	75,709	5,360	81,069
	27	2	—	161,396	91,396	81,913	—	—
大都市	25	3	0	23,890	23,536	987	1,068	2,056
	26	2	1	26,509	28,106	1,092	736	1,828
	27	3	—	31,039	33,780	648	—	—
都市	25	32	2	27,920	22,885	5,870	1,518	7,389
	26	41	11	33,152	27,693	7,460	1,871	9,332
	27	77	—	37,749	35,323	6,505	—	—
町村	25	395	87	60,580	35,800	25,096	2,932	28,028
	26	489	175	59,034	36,671	23,742	4,032	27,774
	27	566	—	69,556	43,675	29,771	—	—
市町村計	25	420	89	112,390	82,221	31,955	5,519	37,474
	26	532	187	118,095	92,470	32,295	6,640	38,935
	27	646	—	138,775	112,779	36,925	—	—
合計	25	422	90	225,327	119,454	97,605	10,844	108,450
	26	534	189	265,595	169,445	108,004	12,000	120,004
	28	648	—	300,406	204,144	118,838 (115,000)	10,000	125,000

備考 1. 昭和27年度は、假決定の交付基準額による。

第六表 地 方 債

(單位億圓)

區 分	許 可 額			昭和27年度 地方要望額 (B)	左に對する 許可額の割 合 $\frac{A}{B}$	昭和26年度末現 在額(推計額)
	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度 (A)			
一般會計分						
(一) 一般補助事業	159	275	252	562	44.8	教育費 200
(イ) 河水統制	4	6	10	10	100.	警察消防費 22
(ロ) 六三制	45	40	30	37	81.0	保険衛生費 31
(ハ) 一般補助	110	229	212	515	41.2	普通土木費 293
(二) 災害復舊事業	93	183	100	327	30.6	農業土木費 23
(イ) 補助災害	46	127	110	178	61.8	産業經濟費 51
(ロ) 單獨災害	47	56	50	149	33.5	社會及勞働 施設費 38
(三) 一般單獨事業	53	45	88	884	9.95	戰災復舊費 111
(イ) 義務教育施設	17	14	42	174	24.1	そ の 他 26
(ロ) そ の 他	36	31	46	710	6.47	災 害 432
(四) 前年度充當金	—	—	50	—	—	合 計1,263
合 計	305	503	490	1,773	27.6	
公營企業分						
(一) 電氣事業	20	23	57	139	41.0	16
(二) 上水道事業	48	47	87	317	27.4	142
(三) 病院事業	9	11	18	80	22.5	28
厚生年金分	—	—	6			
(四) 交通事業	14	11	16	90	17.8	44
(五) その他事業	4	3	6	34	1.6	21
合 計	95	95	190	660	28.8	296
總 計	400	598	740	2,433	27.9	1,559

◇都道府縣および市町村職員實數調 (昭和二十七年四月一日現在)

都道府縣	市				町			村		合計
	一般職員	教育職員	警察職員	消防職員	一般職員	教育職員	警察職員	消防職員		
北海道	二,一九五	三,二六六	一五,八八一	八一五	七,九六五	二,四四七	一,五七七	二〇,三〇〇	二,二六一	六,七六九
青森	四,五五五	六八一	一,三六五	一,三六五	一,九六五	六七七	三三	四,〇四四	三,七二七	二,〇八五
岩手	五,八〇〇	一,七五二	一,一九五	一,一九五	一,三〇〇	三九	七五	四,〇四四	八,〇〇〇	三,〇九
宮城	四,八三三	三,〇〇六	三,七六六	二,二一六	二,一六	四,四四	二〇	四,四四	八,九三三	三,〇九
秋田	三,七九	一,六四	一,四七五	一,三三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二七	三,六七七	七,六三	三,〇七
山形	四,〇三	二,〇二	一,九一九	三三	三三	二,六九	三,六七七	四,三三	七,六三	二,五〇
福島	五,七〇七	三,四三	一,三六八	一,三六八	四三	一五	二〇	四,八〇	五,三三	一,〇一九
茨城	四,四四	二,三〇	一,〇〇〇	一,三三	一,〇〇〇	八	一五	三,七九	三,三	一,〇〇
栃木	三,七〇	一,七二	一,三三	一,三三	一,三三	三,九	八,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	一,〇〇
群馬	四,五八	二,一七	一,四〇	二,四〇	一,七	三,五	三,九	四,五〇	三,九	一,〇〇
埼玉	四,九四	一,九三	一,一〇	一,一〇	三,〇	六,〇	三三	五,七〇	二,〇	一,〇
千葉	四,四九	二,一九	二,四九	三,四七	九	七,二	三三	三,〇	五,〇	一,〇
東京	五,七〇	七,四九	一,一七	一,一七	一,七	一,八	二四	三,七	一,四	七
神奈川	五,九七	一,〇〇	一,四七	一,四七	一,〇	三,三	一五	三,〇	三,〇	一,〇
新潟	五,九〇	三,二四	九,一九	三,一〇	五,四	二,三	三,三	三,三	六,九	三,〇
富山	三,三三	一,五六	四,九九	一,八九	二,三	五,九	三三	四,八	二,〇	一,〇
石川	二,六八	九三	三,九一	二,〇三	七	二,五	六	三,三	二,五	一,〇
福井	三,二二	八八	三,九〇	一,二五	一,六	三,三	三,三	三,三	二,五	一,〇
山梨	三,一〇	一,五二	四,四	一,〇	二,二	二,四	七	三,三	六,九	三,〇
長野	五,七七	三,六五	九,四三	一,九五	一,九	二,七	三	七,四	一,九	一,〇
岐阜	四,五二	一,九三	六,五〇	二,〇七	六	四,七	三	五,四	七,九	一,〇
静岡	四,八六	二,五六	七,四九	四,二八	二,六	五,八	一五	三,九	三,〇	一,〇
愛知	六,七〇	二,八七	九,六	四,元六	一,六	七,二	二七	五,四	五,四	一,〇
三重	四,〇〇	二,〇七	六,一七	二,九	九,六	三,三	六	一〇,五	一五,七	一,〇
滋賀	二,八八	一,二六	四,一	一,四	三,五	四,七	四	七,五	一〇,五	一,〇

京都	四、六九	二、九三	七、五三	一、二六五	七、一〇一	四、二六	一、三三三	三、九四〇	二、四〇〇	三、五三	三、四〇〇	三、五三	五、九七三
大阪	六、九九	二、九元	九、八六	二、七三	一、九四九	一〇、五七	三、二五	三、六九〇	三、二四	五、〇四	五、〇四	八、五〇	七、三七
兵庫	八、二〇	四、〇六	三、〇八	一、五〇	一〇、九六	五、四三	一、八六	三、六九〇	九、三三	三、七三	九、三三	一、四八	五、八六
奈良	二、四三	一、二九	三、七三	六、九四	六、七	一、五	六	一、三	二、五	三、七三	三、七三	二、六	二、六
和歌山	三、〇三	一、三	四、三〇	一、五七	一、六一	五、〇	一、五九	三、九二	二、五〇	五、四八	五、四八	三	三
鳥取	二、八〇	一、〇四	三、八六	七、七	七、四	三、八	七	一、七	二、〇	三、八七	三、八七	二	二
島根	三、七五	一、五	五、三二	九、五七	九、五	二、五	八	二、三	三、〇	五、八〇	五、八〇	一	一
岡山	四、八四	一、八	六、六	二、五	一、六	七、〇	二、〇	五、四	四、二	八、二	八、二	五	五
広島	五、八	三、四	八、六〇	四、九〇	三、四	一、〇	一、〇	三、六〇	五、一	九、三	九、三	二	二
山口	四、八四	二、六	七、〇	五、九	一、三	三、七	三、七	三、二	三、四	五、八	五、八	三	三
徳島	三、三〇	一、三	四、五九	一、三	一、三	〇、七	七	三、二	二、四	五、〇	五、〇	三	三
香川	三、〇一	一、五	四、六	一、三	一、六	四、一	六	三、〇	二、六	五、〇	五、〇	四	四
愛媛	四、四七	二、〇〇	六、五七	二、四	三、四	三、三	二、五	一、九	三、七	三、七	三、七	七	七
高知	三、七	一、三	五、〇	八、四	四、九	三、〇	四、一	一、九	二、五	四、三	四、三	二	二
福岡	七、八	四、七	一、九	九、七	八、三	一、七	一、七	三、三	二、八	五、八	五、八	二	二
佐賀	三、一六	一、三	四、〇	七、九	六、三	三、五	三	一、七	二、八	五、八	五、八	二	二
長崎	四、三	二、〇	六、二	三、八	三、三	一、三	三、二	八、六	三、六	七、三	七、三	一	一
熊本	五、一	一、六	六、七	三、一	二、六	二、五	二、五	六、九	四、九	八、九	八、九	一	一
大分	四、四	一、〇	六、二	三、〇	六、九	一、〇	三、〇	三、〇	六、三	五、〇	五、〇	二	二
宮崎	四、一	一、一	五、七	二、三	二、三	六、三	一、六	五、三	三、一	五、〇	五、〇	二	二
鹿児島	五、〇	二、三	七、四	三、〇	二、八	六、三	一、九	六、七	四、六	一〇、五	一〇、五	三	三
特別区													
合計	二、三、七	一〇一、〇〇一	三、三、七	一、七、六	一、七、七	五、九、六	(三七、四九)						

- (注)
- 1 一般職員には、都道府県知事、市町村長の事務局員のみならず、その他の委員会の事務部局の職員をもすべて含む。
 - 2 教育職員には、教職員のみならず、学校その他の教育機関の事務職員その他の職員をもすべて含む。
 - 3 警察職員には、警察吏員のみならず、事務職員その他の職員をもすべて含む。
 - 4 消防職員には、消防吏員のみならず、事務職員その他の職員をもすべて含む。
 - 5 教育職員については、山形、石川、静岡、愛媛の四県の市町村立学校の教職員に關する報告を欠いている。
 - 6 警察職員及び消防職員については、警視廳及び東京消防廳の職員は、東京都の職員として集計した。



行政疑義問答集

○地方自治法第一百七七條の除斥議員の出席について

佐賀縣議會議事務局長照會
昭二七、一〇、二二自行發
第九四號自治廳行政課長回答

問 懲罰事犯を議する會議において懲罰事犯者たる議員の出席當否に關し次の兩説があるがその何れによるべきか。

(一) 甲説 被判定者を判定の場所に在席させることは、一般に被判定者にとつて利益であり、この利益は守らるべきであり、なお、地方自治法第一百七七條但書の「會議に出席し」は「發言」の前置修辭的な用語であり、「發言」と一體的なものであると解されるので事犯者たる議員の出席のみは會議の同意を俟たずして當然に許されなければならない乙説 被判定者の判定場での在席は、寧ろ判定表決の公正を害し易いことが多く、なお、同條但書の解釋上「發言」のみでなく「會議出席」も又議會の同意を要するものとする。

○特別委員會の繼續審査について

問 實質的に數會期に亘り審査を要する事件を付託された特別委員會の繼續審査に關し、その取扱上次の何れによるべきであるか。

(一) 國會における如く次の會期の始まる前日をもつて特別委員會は消滅するものとし、次の會期において必要があれば改めて特別委員會を設置する手續を採るべきか。

(二) 第一百十條第三項但書の規定は會期不繼續の原則の例外規定である旨の行政實例よりすれば、次の會期まで特別委員會は存続するものと解せられるから、次の會期中に更に審査を終らない場合は、再度審査に付する（即ち會期終了の都度繼續審査の議決を繰返す）方法をとるべきか。

(三) 便法として豫め「審査終了まで」繼續審査に付する旨の議決を経ておけば、後會において(一)又は(二)の如き手續を採る必要がないか。

答 その繼續審査に特に期限を附さない場合は(三)お見込の通りであるが、特に期限を定めた場合は(三)によるべきである。

○市警察の議會による調査について

長野縣總務部長照會
昭二七、一一、四自行發
一〇二號自治廳行政課長回答

問 一、市警察の捜査（刑事）事件等は自治法第二條第三項第一號の事務なりや第六項の事務なりや。

二、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に關する事件は、市議會において調査する權限がないと思うがどうか。

三、市警察の刑事事件が市の行政事務とした場合、殺人の被疑者として送検し第一審は無期懲役に處せられたが、第二審において無罪となり市警察は市民の信望を失い重大なる過失を犯したものと議會において認められた場合、公安委員、警察署長及び關係者の罷免の意見書を議決し執行機關に送付することは警察管理權の侵害とならないか。

四、自治法第百條の事務調査にあたり刑事事件の犯罪捜査の内容を調査するため關係人の出頭及び證言をさせることは公安委員會の警察管理權を侵すことにはならないか。

五、捜査内容の調査を議會でできるといふ場合、市警の捜査の圓滑を欠き、又警察官の意思を阻害しないか。

六、自治法第二條第五項により市は警察法の定めるところにより警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずるとあるが市長は警察のあらゆることを管理するか。

答 一、第三項第一號の事務であると解する。

二、地方自治法第百條の規定により、調査權を有すると解する。

三、地方自治法第九十九條第二項の規定により、公益に關する事件と認められる限りは、法律上は意見書の内容には制限がない。但し、警察における捜査の結論と檢察當局の措置又は裁判所の判決との間に相違が生ずることは一般的にはありうるから、これらに關して公安委員等の罷免に關する意見書を提出しようとするについては、慎重な配意をなすべきものである。

四、前段、公安委員會の警察管理權を侵すことにはならない。後段請求できる。

五、調査の緊要性とその方法との比較考慮の問題であるが、設問の如き影響を及ぼさないように留意すべきである。

六、地方自治法第二條第五項は市町村の團體事務について規定したものであつて、市町村警察の管理を行う機關は當該市町村公安委員會であり（同法第二百二條の二第三項）市町村長は公安委員會を所轄する立場にあるものである。

○罰金と他の刑との併科について

（岐阜市警察本部長照會
昭二七、一〇、二二自丙行發
第二九號自治廳行政部長回答）

問 地方自治法第十四條第一項の規定に基く條例の罰則を附する場合「没收」以外の「罰金」と「他の刑」との併科する旨の規定を設けることは違法なりや。

答 沒收刑を除き、罰金と他の刑とを併科する旨の規定を設けることはできない。

○署名収集委任届について

（長崎縣福江町長照會
昭二七、一〇、二五自治廳行政課長電信回答）

問 町長及び町議員の解職請求者が署名収集のため委任をしたときは、委任届は、令九十二條、同百十條、同百十六條により町長と選管委に届出を要し、郡道府縣と五大市の解職請求の場合のみ選管委だけに届出を要するものと解する。従つて、本町の場合のように縦覽期間を過ぎて異議申立の整理期間中に委任届が町長に提出された場合は選管委はこの署名の審査を拒否すべきであると解するがどうか。

答 委任届は令百十條及び百十六條により町長に届出を要しない。従つて審査を拒否すべきでない。

○解職請求署名運動中の反對運動の經費支出について

（長崎縣福江町監査委員照會
昭二七、一一、六自治廳行政課長電信回答）

問 議員及び町長の解職請求のためにする署名運動中議員及び議會又は町長が反對運動のために要する費用は町費より支出できないものと思ふが如何。

答 法令に基くものでない限り、お見込の通り。

報道から拾う

「領空侵犯」に関する日米往復書簡

政府は外國軍用機による領空侵犯に對し、米國協力のもとにこれを排除する旨の發

表を行つたのであるが、十七日外務省からこの問題に關する岡崎外相とマーフィー米大使との往復書簡を發表した。

對米通牒

書簡をもつて啓上する。近來北海道上空において外國軍用機に領空侵犯がしばしば行われている。日本國政府はこのような領空の侵犯は單に國際法上の不法行爲たるにとどまらず、日本國の安全にも重大な影響をおよぼすものと認める。日本國政府は右のような領空の侵犯を有効に排除するため手段を現在有しない。よつて本大臣は日本國政府の名において、こんなことのような領空侵犯が発生した場合、日米兩國の共通の利益を守るため米關係當局においてこれを排除するための有効適切な措置をとられんことを要請する。

右申し進めかたがた本大臣はここに重ねて閣下に向つて敬意を表する。

昭和二十八年一月十三日

外務大臣 岡 崎 勝 男

米側回答

米大使館は外務省に敬意を表するとともに、北海道上空における外國軍用機による領空侵犯にかんする一九五三年一月付外務省通牒第一四〇號を受領したことを通報する。米政府は日本國政府がこのような領空の侵犯は、日本國の安全に重大な影響をおよぼすものであると認められていることを了承した。また米政府は、日本國政府がこんごのような侵犯が発生した場合、米關係當局においてこれを排除するため、有効適切な措置をとるよう要請されたことをも了承した。日本國政府の要請にしたがつて米政府は日本國の領空にたいするこのようなすべての侵犯を排除するため、一九五一年九月八日付合衆國と日本國との安全保障條約の條項のもとに、必要かつ適當とされる一切の可能な措置を、日本國政府のあらゆる實際的援助のもとにとるよう極東軍司令官に命令した。

昭和二十八年一月十六日

東京においてアメリカ大使館

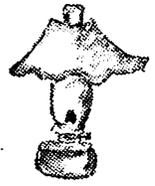
ガット（關稅、貿易に關する一般協定）加入本年末までに實現か

ガットの事務總長、キリツク・ウイングダム・ホワイト氏は一月二十一日ジュネーヴで日本のガット加入の見透しについて次のように語つた。

一、十八カ國から成る會期間委員會は二月二日からジュネーヴで會議を開き日本のガット加入を審議する豫定だが、委員會が日本の加入申請について積極的な勸告を行うことは當然豫想される。もしこの委員會の勸告が、ガット加盟國の過半数の同意を得れば夏中に豫備的關稅交渉が行われ、本年末までには日本の協定加入が認められよう。

一、日本の加入については、日本の戦前の通商方法の復活を恐れる一部諸國から反對が出ているが、不公正な日本の通商方法の復活が一つの國際會議で採上げられ論議されるためには、日本をまづガットに加入させる方が賢明な策であろう。日本にとつてガット加入は政治的にも心理的にも大きい意義をもつもので、日本の國際社會への復歸の重要な第一歩となるらう。

一、もし日本がガット加入を認められなければ、各國はそれぞれ勝手に差別的な通商取極めを日本と結び、各國の世界市場における競争よりもはるかに大きな害を國際貿易にもたらす結果となるらう。さらに日本はその結果一層中國市場に頼らざるを得なくなるかもしれない。



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名

著編者

官廳刊行物總合目錄 自昭二〇、一九 第一卷 至昭二五、一二

國會圖書館支部圖書館部

職員錄

大藏省印刷局

親族法・相続法

我妻 榮外

法律學講座 7

世界地理大系 7

高野雄 一外

第二次大戰回顧錄 14

石田 龍次郎外

世界美術全集 9

ウインストン・チャーチル

辨慶 源氏揃の巻

下中彌三郎

さかさまの世界

富田 常雄

鑛業關係法

ランドルフ・スコット

資料 勞働運動史

加藤 悌次外

新法律學辭典

昭和二十六年 我妻 榮

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

鑛工業生産動態統計年報 二十六年

通商産業大臣官房調査統計部

昭和二十五年國勢調査報告 第七卷

總理府統計局

經濟分析

通商産業大臣官房調査課

飲用乳の消費を規制する諸要因

北海道立農業研究所

山村及び山村農家の調査事例

林野廳指導部研究普及課

國際連合憲章

日本ニネスコ國內委員會事務局

日本の學術研究

文部省大學々術局

北海道商工要覽

道商工部

北海道學校一覽

道教育委員會行政課

北見商工要覽

北見商工會議所

日本勞働運動史考(後篇)

道立勞働科學研究所

開拓事業着工地區概況圖

道農地開拓部

北海道開拓地區概況

同

人口動態統計

厚生省衛生統計部

衛生年報

同

人口動態統計

同

結核死亡統計

同

人口動態統計

同

同

同

同

同

同

同

本道民間企業の賃金構成第三回調査

道立勞働科學研究所

農家の友

農業改良普及協會

道稅通信

道總務部稅務課

北海道自治

道自治協會

讀書春秋

春秋會

教育委員會月報

文部省調査普及局連絡課

教育統計

文部省調査普及局統計課

郵政統計月報

郵政省經理局統計課

水產時報

水產廳

厚生

厚生省

人事院月報

人事院事務總局廣報局

世界月報

外務省情報文化局

宮城縣議會時報

宮城縣議會事務局

神奈川縣議會月報

神奈川縣議會事務局

東京都議會月報 十二月號

東京都議會事務局

兵庫縣議會時報 十一月號

兵庫縣議會事務局

山口縣議會月報 十一月、十二月合併號

山口縣議會事務局

熊本縣議會會報 十八號

熊本縣議會事務局

大阪府會

大阪府會事務局

茨城縣議會月報八、九、十月合併號

茨城縣議會事務局

昭和二十八年二月二十日發行

北海道議會時報

第五卷第二號

編 集 北海道議會事務局調査課

發 行 北海道議會事務局

電話 ②一、八三〇番

- 4 ○秩父宮雅仁親王殿下午前四時三十分薨去。
 ○李承晩韓國大統領羽田空港到着(七日歸國)
 ○チャーチル英首相ニューヨーク到着。
 ○ラングーンにてアジア社会黨大會開く(ビルマ、インド、インドネシア、イスラエル、マレー、パキスタン、エジプト、日本参加、世界平和宣言を採擇して十五日終了)
- 7 ○トルーマン大統領、最後の年頭致書提出。
 ○中共赤十字社より引揚問題に回答(有田氏除き代表團承認)
 ○全道上空侵波、札幌17度、旭川29度、帯廣30度。
 ○全道水上選手權大會、苫小牧において開かる(十三日閉幕)
 ○駐日ソ連代表部員から「日本政府から正式申し出があれば、日本の北洋漁業船團が戦前のソ連領カムチャツカ沖合公海漁場で操業してもソ連はこれに關涉しない」との意志表示あり。
- 10 ○社道連支部定期大會開く(登別)
 ○豫算閣議はじまる。
 ○秩父宮御葬儀。
- 13 ○全國知事會議開く(地方財政計畫中心に協議)
 ○本道上空侵犯排除に政府聲明。
 ○強風雪で道内ダイヤ大混亂。
 ○國鐵一せいで休暇(昨年末行つた)の本部三役解雇通知。
 ○國鐵運賃値上げ。
 ○「領空侵犯」日米往復書簡發表。
 ○日米交歡アイス・ホツケー(札幌中島球場特設リンク)
 ○二十八年度豫算案九千六百五億圓に正式決定。
 ○第三十四代米大統領アイゼンハワー元帥就任。
- 22 ○北海道開發廳次長岡田包義氏參院立候補のため辭表提出(後任谷口明三氏内定)
 ○第八回國體水上盛岡にて開かる(二十五日閉幕、本道七連覇)
 ○第八軍司令官更迭、ヴァン・フリート大將に代つて、テイラー中將任命。
 ○中共引揚代表團出發。
 ○道水産孵化場全燒。
 ○衆院法務委にて法相、國警長官等鹿地事件について證言。
 ○早朝千歳驛全燒。
- 28 ○第八回全道スキー選手權大會開く(二月一日閉幕)
 ○國會再開(首相施政演説)
 ○中共向け輸出大幅緩和
 ○自由黨幹事長佐藤榮作氏に決る。
 ○ア大統領一米第七艦隊による臺灣海峡の封鎖解除を考慮している」と語る。
 ○田中知事左社道連を離脱表明。
 ○日本丸、遺骨十萬送還のため、南海に出發。
- 31